

登録建築家申請説明書 2015年度版

(実績認定用)

2015年度「登録建築家」認定申請受付期間

2015年12月16日（水）～2016年1月31日（日）

2015年度「登録建築家」再登録申請受付期間

2016年1月13日（水）～2016年2月15日（月）

目次

§ 1. 登録建築家について

- 1-1 建築家認定評議会議長とJIA会長のメッセージ
- 1-2 登録建築家とは

§ 2. 新規の審査・登録及び更新について

- 2-1 実績認定の場合の審査対象者及び認定条件 (概要)
 - 1 審査対象者
 - 2 主要な認定基準
 - 3 各種証明書の郵送先

§ 3. 総合ガイダンス

- 3-1 「登録建築家」登録システムの全体フローチャート
- 3-2 認定申請から登録・更新までのガイダンス
- 3-3 認定申請から登録・更新までのフローチャート
- 3-4 再登録のガイダンス
- 3-5 再登録のフローチャート

§ 4. 各申請書類、記入例及び記入要領

- 4-1 記入要領
 - 1. 留意事項
 - 2. 記入要領参考1：実務訓練プログラムの内容
参考2：PUBDIS 施設用途分類表より
- 4-2 記入例

§ 5. 登録建築家制度に関するQ&A

◆関連規則・細則

- ・建築家資格制度規則
- ・建築家資格制度に関する細則
- ・(公社) 日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則
- ・(公社) 日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 細則

◆参考資料 (別添)

- ・登録建築家資格認定書 見本
- ・登録建築家証 見本
- ・建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定 (一部分、暫定改訳版)
- ・同協定に基づく、倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告 (暫定改訳版)
- ・コンサルティング業務に関するUIA国際倫理綱領 (UIA倫理綱領)

§ 1. 登録建築家について

1-1 建築家認定評議会議長とJIA会長のメッセージ

「登録建築家」は、国際建築家連合(UIA)基準に準拠する建築家の資格であり、これを名乗る建築家の資質・能力・倫理性を社会に対し担保しようとするものです。UIA加盟団体である公益社団法人 日本建築家協会がこの制度を推進し、第三者性のある「建築家登録認定機関」が運営しています。

社会から最も信頼される建築家の資格であることを目指して、厳格な規則・細則を設け、継続職能研修を課すなど、客観性・透明性の高い公正な資格認定と、更新制度による資格の維持管理を行っています。

資格認定は登録認定機関内の「建築家登録認定評議会」がこれを審査し合格者に認定証を交付の上、登録認定機関が名簿に登録します。JIAの正会員で未登録の方は全員必ず、認定と登録の申請をして下さい。JIA会員でない建築家の皆様も、一定の条件のもと、登録建築家になるための申請が可能ですので、ふるって認定および登録の申請をして下さるよう、お願い申し上げます。

本部建築家認定評議会議長 小倉善明

建築物は、規模の大小や用途の違い、あるいは所有形態のいかんに関わらず、それが建つことによる社会的な影響がたいへん大きな存在であり、かつ、都市の主要な活動基盤として、あるいは街並みの景観を構成する要素として、また都市の時間的な奥行きを担う記憶装置として、人々の生活を豊かにする、すぐれて文化的な資産です。

建築家は、安全で美しく快適な建物を提供する責任を依頼主に対して負うとともに、都市に文化的価値を蓄え、豊かな環境を育てる責任を、社会に対して負っています。

建築家資格制度とは、これらの責任を全うすることのできる、安心して設計を依頼できる建築家を育て、登録し、その水準を維持・向上する制度です。

公益社団法人日本建築家協会(JIA)は目下、この「登録建築家」資格が我が国の社会制度として普及するよう努力を重ねています。そのために、JIAの正会員はこの資格を取得する責務のあることを会員規程に謳うとともに、会員以外の建築家にも登録申請を呼びかけています。

JIAの内外を問わず、建築家としての「誇りと志」ある多くの皆様のご参加・登録を心よりお待ちしております。

公益社団法人 日本建築家協会会長 芦原太郎

1-2 登録建築家とは

(公社)日本建築家協会(JIA)はその前身(JAA)以来、戦後復興期に成立した建築士法が、我が国の設計監理業務のあるべき姿にもはやそぐわず、消費者保護や資格の国際相互認証の観点からもその抜本的改正が必要であると考え、望ましい建築設計者の資格制度に向けた研究を重ねてきました。その成果として、国際建築家連合(UIA)協定に準拠する「建築家資格制度」を将来の建築士法改正へのモデルとして創設し、2003年度からJIA正会員を対象に「登録建築家」資格の認定および登録を開始しました。

また、2009年度からは、JIA会員以外の専業建築家の方々にも門戸を開き、第三者的な機関のもとに運営しております。

今日までに「岐南町新庁舎(2012年)」と「阿久根市民交流センター(2013年)」の2つの公募型プロポーザルで、この登録建築家の資格が参加要件のうちの実績条件への代替として採用されており、このような動きも徐々に広がりつつあります。

本制度の目的

本制度は、設計者が依頼者の利益を守り、良質な社会資産を構築するための社会的役割を全うするための制度です。その目的の実現には「倫理性」「技術能力」「芸術的資質」「建築の公益性への理解」等とともに、専門家としての公正な判断を下すための「自律性・第三者性」が設計者に求められます。

この考え方を骨子に、UIA国際推奨基準にもとづく「実務訓練制度」「認定登録制度」「継続教育制度」「登録更新制度」を備えることで、将来的に国家資格となった段階では建築設計資格の国際相互認証にも対応可能な国際標準の制度としています。

中でも、実務訓練制度は、欧米の建築家実務訓練と同様のシステムであり、実績認定を受けた登録建築家が次代を担う建築家を訓練し、優れた建築家を育成する制度です。

従って、登録建築家は建築家を目指す建築設計者の指導者としての役割も担っていただくことになります。

多くの建築設計者の方々にご参加いただき「建築に関する消費者保護」「建築設計資格の国際化」「意匠設計専門家の資格確立」を推進していきたいと考えております。

§ 2. 新規の審査・登録及び更新について

2-1 実績認定の場合の審査対象者及び認定条件（概要）

詳細は規則・細則をご覧ください

1. 審査対象者

下記1)～3)の全項目に該当していること

- 1) 一級建築士免許を取得している意匠系の設計者。
(構造・設備等技術系の設計者は対象外)
- 2) 免許取得後、統括的立場で継続的に5年以上の設計・監理実務経験を有する者。
- 3) 第三者性及び自律性が担保されている者。

2. 主要な認定基準

- 1) 登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ業務における第三者性及び自律性が担保されている者。
- 2) 芸術的資質等、登録建築家として必要な資質・能力を有すると判断される者。
- 3) 規則第 17 条に定める「欠格事由」に該当しない者。

3. 各種証明書の郵送先

JIA会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA会員以外の申請者は勤務先所在地に対応する支部認定評議会（下記）に郵送をお願いします。

・勤務先所在地が 北海道の方

JIA北海道支部認定評議会

060-0061 札幌市中央区南一条西8-14-3 札幌第2スカイビル5F
TEL 011-261-7708 FAX 011-251-4866

・勤務先所在地が 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の方

JIA東北支部認定評議会

980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-1 仙台セントラルビル4F
TEL 022-225-1120 FAX 022-213-2077

・勤務先所在地が 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の方

JIA関東甲信越支部認定評議会

150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-18
TEL 03-3408-8291 FAX 03-3408-8294

・勤務先所在地が 静岡県、愛知県、三重県、岐阜県の方

JIA東海支部認定評議会

460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル
TEL 052-263-4636 FAX 052-251-8495

・勤務先所在地が 富山県、石川県、福井県の方

JIA北陸支部認定評議会

920-0805 石川県金沢小金町3-31
TEL 076-229-7207 FAX 076-229-7208

・勤務先所在地が 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の方

JIA近畿支部認定評議会

541-0051 大阪府大阪市中央区備後町2-5-8
TEL 06-6229-3371 FAX 06-6229-3374

- ・勤務先所在地が 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の方

JIA中国支部認定評議会

730-0013 広島市中区八丁堀5-23 オガワビル201号

TEL 082-222-8810 FAX 082-222-8755

- ・勤務先所在地が 徳島県、香川県、愛媛県、高知県の方

JIA四国支部認定評議会

780-0084 高知県高知市南御座16-23

TEL 088-885-6688 FAX 088-885-6688

- ・勤務先所在地が 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の方

JIA九州支部認定評議会

810-0022 福岡市中央区薬院1-4-8 あづまビル

TEL 092-761-5267 FAX 092-752-2378

- ・勤務先所在地が沖縄県の方

JIA沖縄支部認定評議会

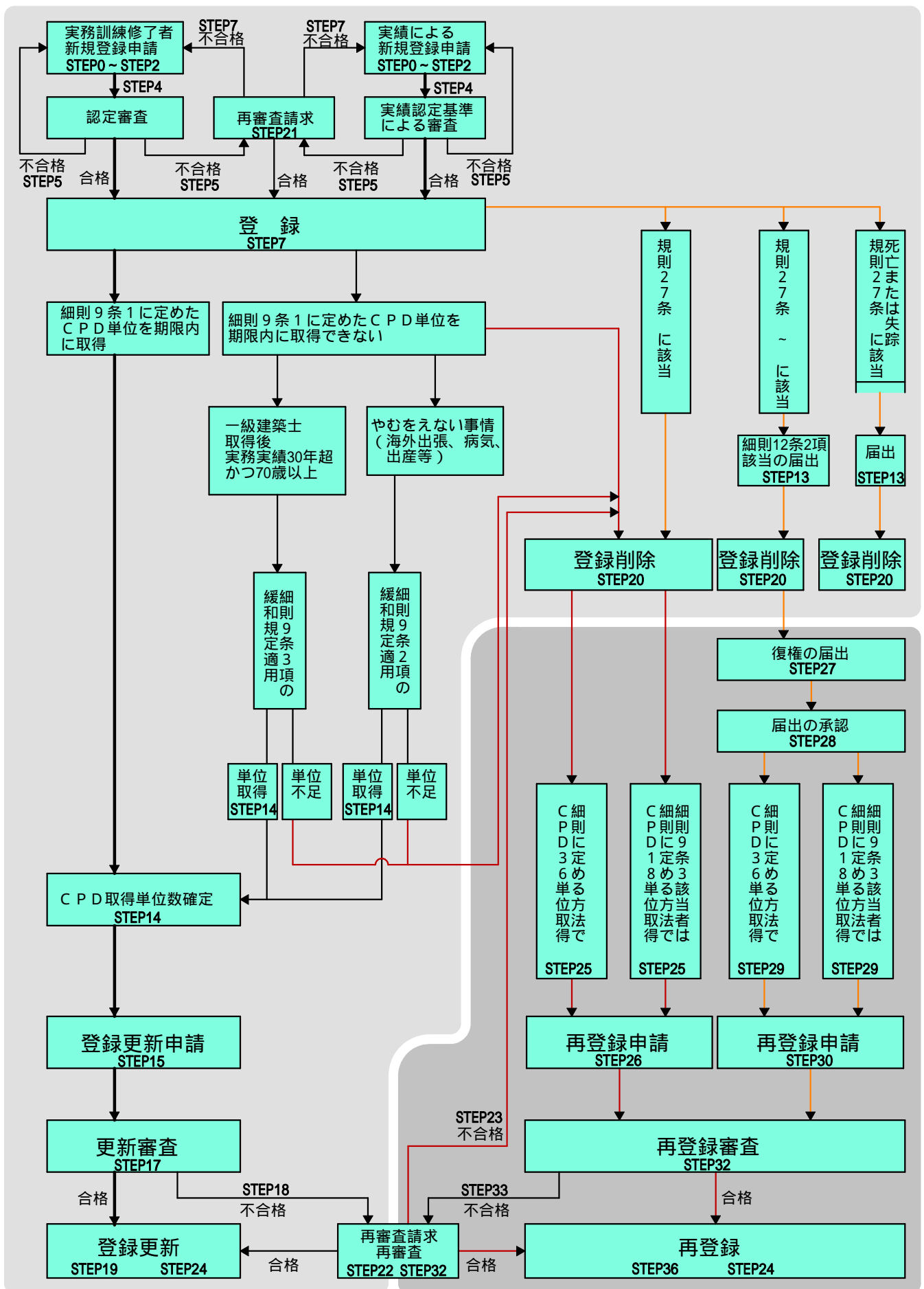
901-2101 浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館

TEL 098-943-8949 FAX 098-943-9727

§ 3. 総合ガイダンス

3 - 1 . 「登録建築家」登録システム全体のフローチャート

- ☐ : 3 - 2 . 認定申請から登録・更新までのガイダンス及び 3 - 3 . フローチャート参照
- ☐ : 3 - 4 . 再登録のガイダンス及び 3 - 5 . フローチャート参照



3-2. 認定申請から登録・更新までのガイダンス

これは皆様が登録建築家になるための総合案内書です

登録までの手続きをよくお読み下さい。内容に対してのお問合せは、建築家登録認定機関事務局（tel：03-3408-7125 担当：浅尾悦子）までお願いいたします。

なお、本文中の「規則」は「建築家資格制度規則」、「細則」は「建築家資格制度に関する細則」を示します。

また、本文記載の建築家登録認定機関ホームページの URL は

<http://the-japan-institute-of-architects.com/> です。

※ JIA 正会員の方には 2015 年度・2016 年度には新規認定申請の優遇措置があります。

詳細は <http://the-japan-institute-of-architects.com/new/> をご覧ください。

2017 年度以降、優遇措置はなくなります。

STEP0～11 が新規で認定申請をする場合の、認定・登録・情報公開までの手続きです。

そのうち、申請者にしていただく手続は STEP0：申請申込、STEP1：申請手続、STEP2：申請、STEP3：調査により要求された各種書類の提出、および STEP10：公開資料の確認です。

また、審査で不合格となった方は、STEP21：再審査請求をしていただくことも出来ます。

■ 登録建築家の新規認定申請申込から登録まで

STEP0～STEP11

STEP0：申請申込（ID 番号・パスワードの取得）

リンクしている（公社）日本建築家協会ホームページから、または直接、建築家登録認定機関（建築家資格制度）ホームページの「申請ページ」にアクセスし、ID・パスワード発行依頼書に必要情報を入力すると、ID 番号とパスワードが発行されます。

STEP1：申請手続（認定審査手数料・登録料の入金）

- ① 「申請申込」で案内された口座に、認定審査手数料 15,000 円と登録料 12,000 円を入金します。（払込み料金は申請者負担でお願いいたします。）

JIA 正会員は 2015 年度・2016 年度のみ、認定審査手数料は不要です。

- ② 手数料の入金が確認されると「ID 番号」と「パスワード」が有効になり、申請書類の入力が可能になります。

STEP2：申請（書類の入力・郵送）

申請者はインターネットで「STEP0」記載の「申請ページ」にアクセスして申請書類に必要事項を記入します。この時「STEP0」で発行された「ID 番号」と「パスワード」が必要です。

(1) インターネットで記入する申請書類

- ① 登録建築家認定申請書
- ② 登録建築家ポートフォリオ(A)
- ③ 登録建築家ポートフォリオ(B)：作品 1～3、登録後は作品の変更はできません。
- ④ 実務経験報告書

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は、建築家登録認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ① 一級建築士登録証明書 ((公社)日本建築士会連合会発行、又は原本のコピー)
- ② 誓約書
- ③ 登録建築家ポートフォリオ(B')

上記①～③各書類を JIA 会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA 会員以外の申請者は勤務地に対応する支部認定評議会 (2-1 参照) に郵送で提出して下さい。

STEP 3 : 調 査 (申請書類の確認)

支部建築家資格制度実務委員会は申請書類を精査し、内容に不備がある場合には申請者に修正、追記を求めます。また疑義がある場合には必要に応じ追加で、①勤務先業態報告書、②勤務先の一級建築士事務所登録証明書(都道府県発行)、③勤務先の会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書 ※法人の場合)、④身分証明書(市町村発行)、⑤その他支部認定評議会が必要と認める書類等の提出を求める他、面接等で調査を行い、調査報告書を支部認定評議会に提出します。

STEP 4 : 審 査 (認定基準による審査)

支部認定評議会は申請者から提出された資料によって、実務訓練修了者は「建築家資格制度に関する細則」第 7 条の認定基準、実績による認定申請者は同第 8 条の認定基準による審査を行います。

審査は通常年 1 回、3 月に行われます。

STEP 5 : 審査結果報告

支部認定評議会は本部認定評議会に審査結果を報告します。不合格の場合は、その理由を申請者に通知するとともに登録料を返金します。(認定審査料は返金いたしません。)

支部認定評議会で可否を判断できない場合は、理由を明記して本部認定評議会に審査を委託します。

STEP 6 : 認 定

本部認定評議会は支部認定評議会の報告に基づき審査・認定します。

認定は通常年 1 回、4 月に行われます。

STEP 7 : 登録

認定された申請者の登録は本部認定評議会の指示により建築家登録認定機関事務局が行います。

STEP 8 : 認定書・登録建築家証交付・情報公開

登録された申請者には、本部認定評議会から認定書および登録建築家証が発行され、公開資料の内容と併せて申請者に郵送されます。

STEP 9 : 登録建築家名簿への登録(データベース入力)

登録された登録建築家のポートフォリオは登録建築家番号を付けて、登録建築家名簿(以下データベースという)に入力し、インターネット上に公開します。

STEP10 : 公開資料の確認

郵送された公開資料を確認して下さい。変更があれば建築家登録認定機関事務局に連絡して下さい。訂正できるのはポートフォリオ(A)に記載されている自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所等の基本情報のみに限ります。基本情報以外の変更が必要な場合は更新時に行っていただきます。ただし、ポートフォリオ(B)の作品1~3は変更できません。

また、登録建築家は自身の公開された情報を建築家登録認定機関ホームページで確認できます。

STEP11 : 情報公開

登録建築家情報のうちポートフォリオ(A)・(B)をインターネットおよび本部、支部備え付けのファイルで公開します。インターネットで公開されるポートフォリオは、建築家による設計監理を希望するクライアントのために、地域、専門領域など様々な方法で検索できるようになっています。

STEP12 : CPD 単位の取得および確認

登録建築家は CPD 単位を、更新申請までの定められた期間内に細則第 9 条に規定されている単位数以上取得しなければなりません。

CPD 単位の管理は CPD 情報システム (<https://jaeic-cpd.jp/index.php>) で行います。単位数の状況等は CPD 情報システムで確認できます。

詳細をお知りになりたい方は建築家登録認定機関事務局までお問合せ下さい。

STEP13 : 有効期間中の基本情報変更の届け出

ポートフォリオ (A) の基本情報のうち、自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所等に変更があった場合届け出が必要です。インターネット上の変更届入力画面で修正するか、または支部認定評議会に変更する内容を連絡してください。建築家登録認定機関事務局は内容を確認してデータベースおよび関連ファイルのデータを変更します。なおデータベースに記録されているご自身の基本情報のうち、自宅住所、電話、勤務先名、勤務先住所はインターネット上の変更入力画面で確認できます。

また、細則 12 条 2 項 (第三者性および自律性が担保されなくなったとき等) に該当した場合も届け出が必要です。速やかに建築家登録認定機関事務局に届け出を行ってください。

ご不明な点は建築家登録認定機関事務局までお問合せ下さい。

STEP14 : CPD 取得単位情報

CPD 単位取得期限の 6 ヶ月前に CPD 取得単位情報がメールまたは郵送で登録建築家に届きます。CPD 取得単位数を確認して、取得期限内に規定の CPD 単位数を取得してください。

STEP15 : 更新申請・申請手続き

登録建築家証の有効期間は 3 年です。期限切れ 4 ヶ月前に本部認定評議会から更新通知書が郵送で登録建築家に届きます。登録建築家は更新申請期間内に、規定の CPD 取得単位数を取得済みであることを確認の上、更新申請をして下さい。更新申請はインターネットからが原則です。

申請者はインターネットで建築家登録認定機関ホームページの「申請ページ」にアクセスして申請書類に必要事項を記入します。この時「STEP 0」で発行された「ID 番号」と「パスワード」が必要です。

また、更新通知書に同封された所定の郵便振替用紙にて登録更新料 12,000 円を入金してください。(払込み料金は申請者負担でお願いいたします。)

(1) インターネットで記入する申請書類

- ① 登録建築家更新申請書（細則第9条1項、2項、3項による各々別の申請書があります。
- ② 登録建築家ポートフォリオ(A)：内容の更新がある場合
- ③ 登録建築家ポートフォリオ(B)：実績(作品4～6)を追加または差し替える場合

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は、建築家登録認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ①-1 細則第9条2項による申請：該当を証明できる書類(疾病診断書等)
- ①-2 細則第9条3項による申請：実務実績報告書等、該当を証明する資料
- ② 誓約書

上記①②の各書類を JIA 会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA 会員以外の申請者は勤務地に対応する支部認定評議会（2-1 参照）に郵送で提出して下さい。

STEP16：調査（申請書類の確認）

支部建築家資格制度実務委員会は申請書類を精査し、内容に不備がある場合には申請者に修正、追記を求めます。また疑義がある場合には必要に応じ追加で、①勤務先業態報告書、②勤務先の一級建築士事務所登録証明書(都道府県発行)、③勤務先の会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書 ※法人の場合)、④身分証明書(市町村発行)、⑤その他支部認定評議会が必要と認める書類等の提出を求める他、面接等で調査を行い、調査報告書を支部認定評議会に提出します。

STEP17：更新審査（更新要件による審査）

更新審査は支部認定評議会が申請者から提出された資料によって行います。審査では CPD 取得単位数が所定以上あるか、規則第17条・第27条・細則第12条第2項に該当していないかが審査されます。

審査は通常年1回、3月に行われます。

STEP18：審査結果報告

支部認定評議会は本部認定評議会に審査結果を報告します。不合格の場合は、その理由を申請者に通知するとともに登録更新料を返金します。
支部認定評議会で可否を判断できない場合は、理由を明記して本部評議会に審査を委託します。

STEP19：登録更新

支部認定評議会の審査合格者は、本部認定評議会によって自動的に登録が更新され、新たな登録建築家証が申請者に郵送されます。ただし、登録建築家番号、ID番号とパスワードの変更はありません。

■ 登録建築家の登録削除

STEP20

STEP20：登録削除

下記に該当する場合、登録建築家資格の失効とその年月日がデータベースに記録され、登録建築家名簿および公開資料の該当部分が削除されます。

- A 更新審査で最終的に不合格となった場合。
- B 規則第27条1項①に該当した場合
- C 規則第27条1項②に該当した場合
- D 規則第27条1項③④⑤に該当した場合

■ 再審査

STEP21～STEP24

STEP21：再審査請求

認定申請および更新申請時において、支部認定評議会の審査結果が不合格の場合、申請者は本部認定評議会に対して再審査請求を行うことができます。**再審査請求の期限はその年の4月30日です。**期限内にインターネットで「再審査申請書」をダウンロードし、必要事項を記入して、郵送にて提出して下さい。審査費は不要です

STEP22：再審査

本部認定評議会は申請者から提出された資料により認定申請の再審査を、「建築家資格制度に関する細則」の認定基準により行います。
また、更新申請の再審査は更新要件により行います。

STEP23 : 再審査結果報告

本部認定評議会は再審査結果が不合格の場合、その理由を申請者にその年の 5 月 31 日までに通知します。

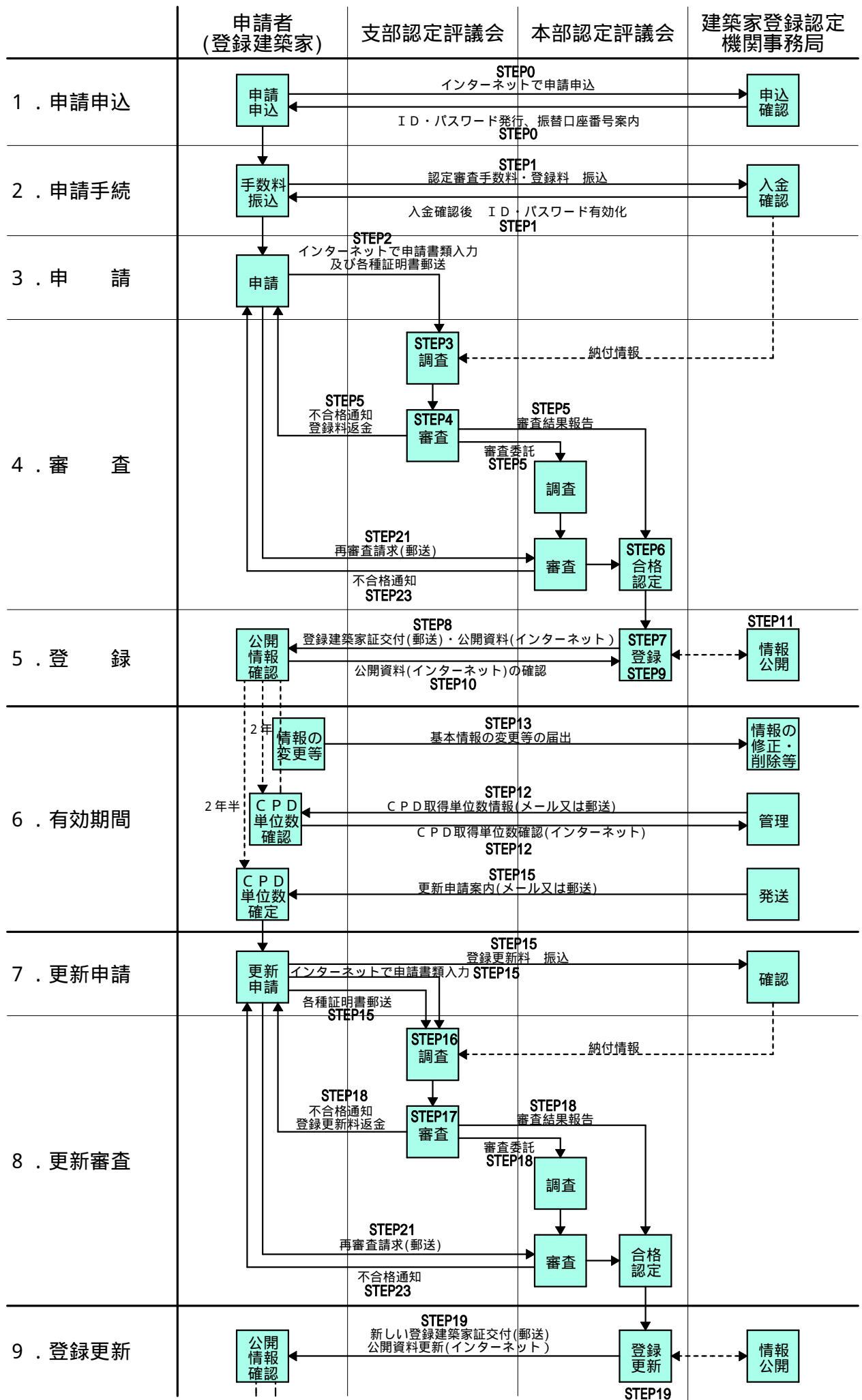
合格の場合は認定および更新をその年の 4 月 1 日に遡って行います。

STEP24 : 再審査合格による登録

再審査に合格した申請者は登録料または更新手数料を再度入金し、建築家登録認定機関事務局が入金を確認後、登録を行います。登録はその年の 4 月 1 日に遡って行い、登録建築家証が申請者に郵送されます。

再度の入金はその年の 6 月 30 日までに行ってください。

3 - 3 . 認定申請から登録・更新までのフローチャート



3-4. 再登録のガイダンス

これは登録を削除された建築家が再び登録建築家になるための案内書です

再登録までの手続きをよくお読み下さい。内容に対してのお問合せは、建築家登録認定機関事務局（tel：03-3408-7125 担当：浅尾悦子）までお願いいたします。

なお、本文中の「規則」は「建築家資格制度規則」、「細則」は「建築家資格制度に関する細則」を示します。

また、本文記載の建築家登録認定機関ホームページの URL は

<http://the-japan-institute-of-architects.com/> です。

※ JIA 正会員の方には 2015 年度・2016 年度には再登録申請の優遇措置があります。

詳細は <http://the-japan-institute-of-architects.com/new/> をご覧ください。

2017 年度以降、優遇措置はなくなります。

■ 再登録

STEP25～STEP36

【CASE1】（細則第 10 条 1 項・2 項による再登録）

STEP25：CPD 単位の取得

「STEP20」の A または B に該当して登録を削除された建築家は、細則第 10 条 1 項に定める再登録申請を行う場合、細則に定める方法で CPD 単位を 36 単位以上取得しなければなりません。ただし細則 9 条 3 項に該当する建築家は 18 単位以上とします。詳しくは建築家登録認定機関事務局にお問い合わせ下さい。
JIA 正会員は 2015 年度・2016 年度のみ、この CPD の取得は問いません。

STEP26：再登録申請・申請手続き

「STEP25」の CPD 単位数を取得した建築家は再登録申請が可能になります。再登録申請はインターネットからが原則です。

(1) インターネットで記入する申請書類

申請者はインターネットで建築家登録認定機関ホームページの「申請ページ」から「再登録申請を行う方はこちら」にアクセスして登録建築家再登録申請書（細則第 10 条 1 項・第 2 項）に必要事項を記入します。この時「STEP 0」で発行された「ID 番号」と「パスワード」が必要です。

また、案内された口座に再登録審査手数料 10,000 円と再登録料 12,000 円を入金してください。（払込み料金は申請者負担でお願いいたします。）

JIA 正会員は 2015 年度・2016 年度のみ、再登録審査手数料は不要です。

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は建築家登録認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ① CPD 取得単位数確認(書)
- ② 誓約書

上記①②の各書類を JIA 会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA 会員以外の申請者は勤務地に対応する支部認定評議会（2-1 参照）に郵送で提出して下さい。

再登録申請は審査前年の 4 月から審査年の 1 月まで随時受け付けますが、審査は通常年 1 回、3 月に行います。

【CASE2】（細則第 10 条 3 項による再登録）

STEP27：復権または回復の届け出

規則 27 条③④⑤に該当し、「STEP20」の D で登録を削除された建築家は、細則第 10 条 3 項に定める再登録申請を行うために、削除理由からの復権または回復の届け出が必要です。JIA 会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA 会員以外の申請者は勤務地に対応する支部認定評議会（2-1 参照）に提出して下さい。

STEP28：復権または回復の届け出の承認

支部認定評議会は復権または回復の届け出の内容を精査、確認し、問題が無ければ届け出者と建築家登録認定機関事務局に届け出の承認を通知します。

STEP29：CPD 単位の取得

復権または回復をした建築家は、細則に定める方法で CPD 単位を 36 単位以上取得しなければ再登録申請できません。ただし細則 9 条 3 項に該当する建築家は 18 単位以上とします。詳しくは建築家登録認定機関事務局にお問い合わせ下さい。

JIA 正会員は 2015 年度・2016 年度のみ、この CPD の取得は問いません。

STEP30：再登録申請・申請手続き

「STEP29」の CPD 単位数を取得した建築家は再登録申請が可能になります。再登録申請はインターネットからが原則です。

(1) インターネットで記入する申請書類

申請者はインターネットで登録建築家認定機関ホームページの「申請ページ」から「再登録申請を行う方はこちら」にアクセスして登録建築家再登録申請書（細則第10条3項）に必要な事項を記入します。この時「STEP0」で発行された「ID番号」と「パスワード」が必要です。

また、案内された口座に再登録審査手数料10,000円と再登録料12,000円を入金してください。（払込み料金は申請者負担でお願いいたします。）

JIA正会員は2015年度・2016年度のみ、再登録審査手数料は不要です。

インターネットによる申請が困難で手書きによる申請を行いたい方は建築家登録認定機関事務局までお問い合わせ下さい。

(2) 郵送で提出する書類

インターネットで申請書記入後に必要な証明書等を郵送してください。

※郵送料は申請者負担でお願いいたします。

- ① CPD取得単位数確認(書)
- ② 誓約書

上記①②の各書類をJIA会員は所属する支部の支部認定評議会に、JIA会員以外の申請者は勤務地に対応する支部認定評議会（2-1参照）に郵送で提出して下さい。

再登録申請は審査前年の4月から審査年の1月まで随時受け付けますが、審査は通常年1回、3月に行います。

【CASE1・2 共通】

STEP31：調査（申請書類の確認）

支部建築家資格制度実務委員会は申請書類を精査し、内容に不備がある場合には申請者に修正、追記を求めます。また疑義がある場合には必要に応じ追加で、①勤務先業態報告書、②勤務先の一級建築士事務所登録証明書(都道府県発行)、③勤務先の会社登記簿謄本(履歴事項全部証明書 ※法人の場合)、④身分証明書(市町村発行)、⑤その他支部認定評議会が必要と認める書類等の提出を求める他、面接等で調査を行い、調査報告書を支部認定評議会に提出します。

STEP32：再登録審査（再登録要件による審査）

再登録審査は支部認定評議会が申請者から提出された資料によって行います。審査ではCPD取得単位数が所定以上あるか、規則第17条・第27条・細則第12条第2項に該当していないかが審査されます。

審査資料は以下の資料です。

- ① 登録建築家再登録申請書
- ② 誓約書
- ③ その他追加提出された書類

審査は通常年1回、3月に行われます。

STEP33：審査結果報告

支部認定評議会は本部認定評議会に審査結果を報告します。不合格の場合は、その理由を申請者に通知するとともに再登録料を返金します。（再登録審査手数料は返金いたしません。）

支部認定評議会で可否を判断できない場合は、理由を明記して本部認定評議会に審査を委託します。

STEP34：再審査請求

支部認定評議会の審査結果が不合格の場合、申請者は本部認定評議会に対して再審査請求を行うことができます。概要はSTEP21～STEP24を参照してください。

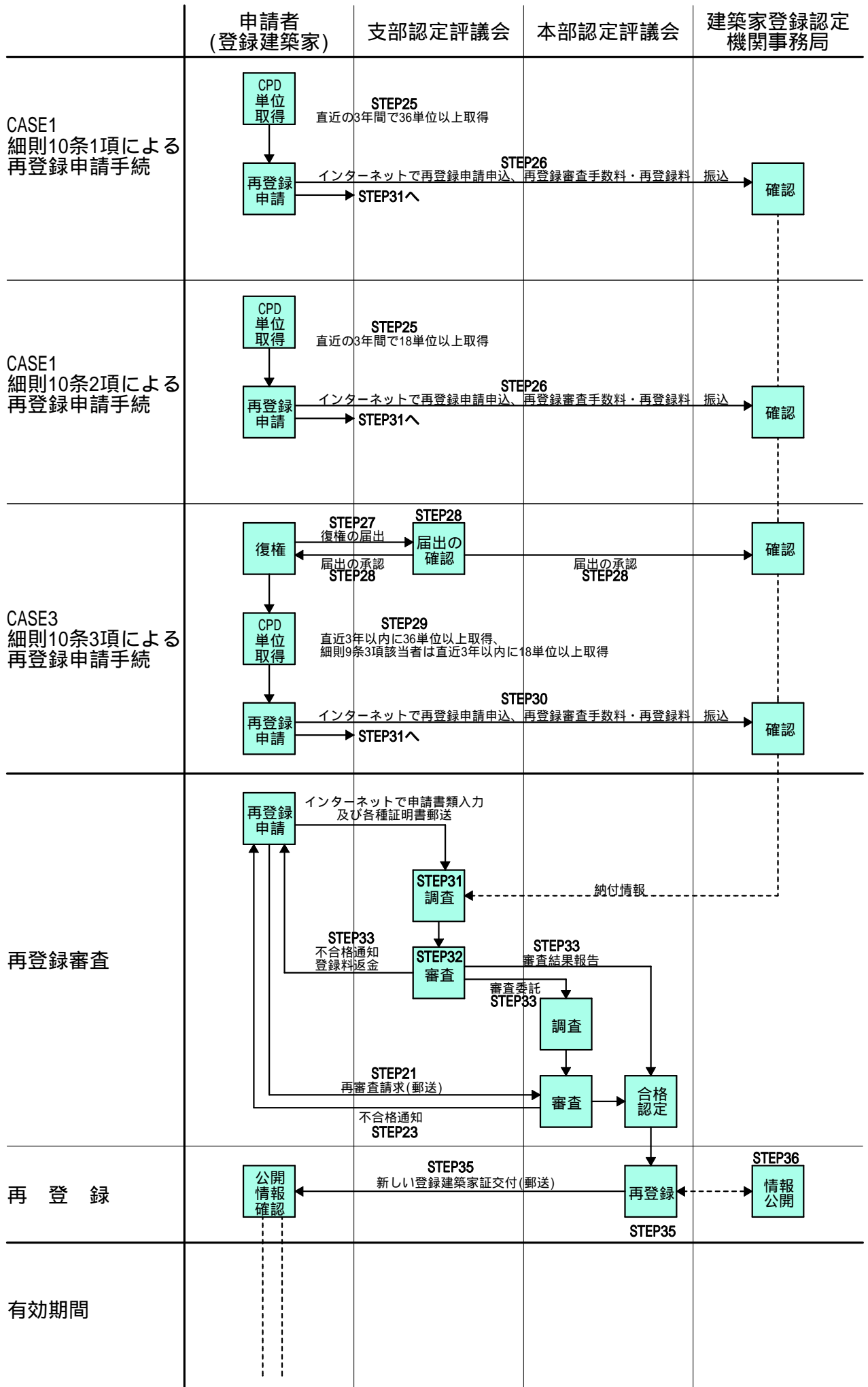
STEP35：再登録

支部認定評議会の審査合格者は、本部認定評議会によって自動的に再登録が行われ、新たな登録建築家証が申請者に郵送されます。ただし、登録建築家番号（ID番号）とパスワードの変更はありません。

STEP36：情報公開

登録建築家資格の復活とその年月日がデータベースに記録され、削除された登録建築家番号、登録建築家名簿および公開資料の該当部分が再度公開されます。

3 - 5 . 再登録のフローチャート



§ 4. 各種申請書類、記入例および記入要領

4-1 記入要領

(登録建築家認定申請書、ポートフォリオ(A)・(B)、実務経験報告書)

1. 留意事項

- (1) 登録建築家の申請はインターネットでの申請が原則となっています。
- (2) コンピュータでの入力の指示に従い手続きをお願いします。なお、インターネットでのアクセスにはID番号とパスワードが必要ですので、事前にID・パスワード発行依頼をして下さい。
- (3) 各申請書類のうち、(登録建築家認定申請書、ポートフォリオ(A)・(B)、実務経験報告書)は、原則インターネット入力により提出していただくことになっております。また、一級建築士証明書・誓約書は郵送をお願いします。それぞれ記入要領に添ってご記入をお願いします。なお、登録建築家ポートフォリオは、審査資料であると共に登録建築家としての社会に向けての公開情報になります。記載内容の内、※が付いているものを除いては原則的に公開データとして扱われますので、ご承知おき下さい。
- (4) ポートフォリオに掲載する代表作品は、次のものに限りませう。
 - a. 建築士法24条の8に示す内容の契約書を交わして行われた業務であること。
 - b. 第三者性および自律性を有して行われた業務であること。
 - c. 確認済証・検査済証がある業務であること。
 - d. 設計全体を統括する立場または統括責任者を補佐する立場で関わっていること。

2. 記入要領 (総合案内書も参照して頂き、下記の要項に添って記入願います)

- (1) 登録建築家認定申請書
 - ・ 申請日、生年月日は西暦で記入願います。
- (2) 登録建築家ポートフォリオ(A)・(B)
 - 1) 本人顔写真
 - ・ 原則、6ヶ月以内に撮影のもので、無帽・無背景・正面上3分身のもの。
登録建築家証にも使用します。
 - 2) 氏名
 - ふりがな(カナ・ローマ字とも)を忘れず記入して下さい。
 - 外国籍の方のお名前はカタカナ又は英文何れで記入頂いても結構です。
 - ファミリーネーム、ファーストネームの順で記入して下さい。
 - 3) 生年月日など
 - 生年月日など年数の記載は全て西暦で願います。
 - 4) 住所
 - 都道府県名も記入して下さい。

- 5) 実務経験年数
一級建築士資格取得後の通算の実務経験年数を記入して下さい。
- 6) 学歴
建築教育を受けた学歴（学校名・学部・学科・卒業年月等）及び最終学歴を時系列で記入して下さい。
- 7) 職歴
勤務先名称及び在籍された期間も必ず記入して下さい。
(例示〇〇〇〇年〇〇月～〇〇〇〇年〇〇月 〇〇建築設計事務所)
- 8) 教職歴
勤務先名称・役職・在籍期間を系列で記入して下さい。
- 9) 専門領域
業務種別と用途種別に分かれています。業務種別は、該当する項目にチェックを入れて下さい。用途種別は、参考2：PUBDIS施設用途分類を参照の上、該当する中分類の項目を記入して下さい。なお、各中分類末尾の「他の施設」を記入される場合のみ例の中から該当する具体的な施設名を記入して下さい。
- 10) 資格・学位等
一級建築士も再度記入して下さい。
建築業務関連の資格で取得されているものを適宜ご記入下さい。
国家資格以外の場合は、資格名称に続けてカッコ書きで認定団体を入れて下さい。
例 認定コンストラクション・マネジャーCCMJ（日本CM協会）
- 11) 所属団体
現在所属されている団体名とその期間（年 月～）を記入して下さい。
- 12) 受賞履歴
受賞された賞の名称と受賞年月を記入して下さい。
行数に限りがありますので、代表的なものを選んでご記入下さい。
公募型の国際コンペの当選歴などを記載しても構いません。
- 13) 著書・論文
タイトル及び出版社名・論文の掲載された雑誌名等をご記入下さい。
共著の場合はその旨明記下さい。
- 14) 社会活動
建築相談・応急危険度判定・街づくり・環境・福祉・建物保存等にかかわった実績を記入して下さい。活動内容と年月を記入して下さい。
- 15) 代表作品3点
①「1. 留意事項」の(4)のとおり代表作品は、次のものに限ります。
a. 建築士法24条の8に示す内容の契約書を交わして行われた業務であること。
b. 第三者性および自律性を有して行われた業務であること。
c. 確認済証・検査済証がある業務であること。
d. 設計全体を統括する立場または統括責任者を補佐する立場関わっていること。
② 作品写真はカラー・モノクロを問いません。
写真は横・縦何れも可です。また、横に組写真（外観と内観など）として掲載も可で

す。公開サンプルを参考にしてください。

- ③ 提出作品がご本人の作品であること確認する欄が設けられています。上司等に必要な確認をとって頂いた上で、記入して下さい。

なお、主宰者・協同者の立場で行った場合は、証明する上司欄に「本人」と記入して下さい。

- ④ 作品の所在地は「都道府県及び区市町村」までの表示とします。

- ⑤ 作品に果たした役割

「どのような立場で携わったか」、「担当した業務内容」、「プロジェクトに従事した通算の期間」を適宜記入下さい。

- ⑥ 賞・入選など

賞の名称及び年を記入願います。

- ⑦ 契約書 ① a の内容を証明戴くためにチェック欄を設けています。

- ⑧ 確認申請・検査済証 ① c の内容を証明いただくため、チェック欄を設けています。年月日（西暦）及び番号を記入下さい。

16) 建築に対する考え方

個々の作品に対するコメントではなく、建築に取り組む際の全般的な考え方についてコメントを記入して下さい。

(3) 実務経験報告書

1) 注意事項

- a. 原則、申請時のできるだけ直近のプロジェクトでの実務経験を3件以上ご記入ください（実務経験年数が5年以上になるように）。なお、ポートフォリオの代表作品と同じものを含んでも構いません。

- b. そのうち、1件以上は設計全体を統括する立場または、統括責任者を補佐する立場で、意匠計画を担当し、統括責任者と同様に設計全体を見ていたプロジェクトを含むようにして下さい。

- c. JIA 実務訓練ノート中の「実務訓練項目」の大項目及び中項目は登録建築家認定を受けるためには、プロジェクト全体で全ての項目が充足されていることが必要になります。

各プロジェクトの中で実務経験した項目のチェックして下さい。

なお、2 設計前業務、3 基本計画業務、4 基本設計業務、5 実施設計業務、6 工事発注に関する業務 7 監理業務の各詳細については実務訓練プログラムの内容必須履修科目一覧を参照ください。

- d. 確認者氏名に関しては、当該プロジェクト担当上司の了解を得た上で、氏名・電話番号をご記入ください。

- 2) 提出プロジェクトについては、ポートフォリオ（B）の作品同様、確認欄が設けられています。上司等に必要な確認をとって頂いた上で、記入願います。なお、主宰者・協同者の立場で行った場合は、証明する上司欄に「本人」と記入して下さい。

- 3) 「0. プロジェクト運営管理」「7. 事務所運営業務」「8. 関連活動について」

この3項目は、実務経験の期間を通じて取り組んだ事項を任意に記入して頂くこととなります。下記の例を参照して下さい。

A11:0-0 の例示：

- ① UIA 協定の職能の4原則の内容や、協定に基づく「倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告」の内容を理解している。
- ② JIA が定める「建築家憲章」および「倫理規定・行動規範」の内容を理解している。

0-1 の例示：①プロジェクトに関する工程表を作成したことがある。

- ②プロジェクトに関する予算計画に参加したことがある。
- ③プロジェクトの品質管理の一部を担当したことがある。
- ④プロジェクト運営のための会議に参加したことがある。

6-1 の例示：①引渡し後の建物取り扱い説明書などの作成を担当したことがある。

- ②完成後の建物ランニングコストを調査したことがある。
- ③完成後の建物瑕疵等の調査をしたことがある。

7-1 の例示：①事務所運営のコスト管理の一部を担当したことがある。

- ②プロジェクト実行予算計画に参加したことがある。
- ③設計報酬について構成等の調査をしたことがある。
- ④事務所の諸規定の制定や改定を担当したことがある。

8-1 の例示：①職能団体活動に参加したことがある。

- ②国、地方自治体等の公共的な活動に参加したことがある。
- ③災害関連、地球環境、まちづくり等の市民活動に参加したことがある。

8-2 の例示：①自分で意図している活動で、積極的に取り組んでいるものがある。

参考1：実務訓練プログラムの内容

必須履修科目一覧

大項目	中項目	内容または業務例	備考
0 建築家としての倫理と行動	0-1 建築家としての倫理と行動	①UIA 協定の職能の4原則の内容や、協定に基づく「倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告」の内容を理解している。 ②JIA が定める「建築家憲章」及び「倫理規定・行動規範」の内容を理解している。	
1 プロジェクトマネジメント業務	0-1 プロジェクトのマネジメント	①プロジェクトに関する工程表を作成 ②プロジェクトに関する予算計画に参加 ③プロジェクトの品質管理 ④プロジェクト運営のための会議への参加	
2 設計前業務	2-1 企画	プロジェクト企画案の作成を行うこと 事業計画への協力を行うこと 事業意図、設計と条件の明確化を行うこと	

	2-2 敷地及び環境調査	敷地調査及び敷地周辺インフラ調査を行うこと 環境への影響調査を行うこと 調査に基づいた敷地利用計画を作成すること	
3 基本計画業務	3-1 基本計画の検討	複数の設計提案を作成すること 建築主からの要求・要望との整合性を計ること	
	3-2 構造及び設備計画等との調整	最適なエンジニアリングシステムを採用すること コンサルタントとの折衝・調整を行うこと エンジニアリングシステムの図書の確認を行うこと	※1
	3-3 建設コスト管理	工事費概算書を作成すること 見積内容検討・調整を行うこと 代替提案の検討を行うこと 工事段階のコスト管理を行うこと	※2
	3-4 関連法規調査及び諸官庁手続き	全ての適用法令の調査・評価及び建築主への提示を行うこと 諸官庁手続きを実行すること	※2
4 基本設計業務	4-1 基本設計	基本設計図書作成のための各種検討を行うこと 基本設計図書を作成すること	
5 実施設計業務	5-1 実施設計図書の作成	実施設計図書の作成を行うこと	
	5-2 仕様及び材料の検討	仕様及び材料の検討を行うこと	
	5-3 設計図書の総合調整	設計図書の総合調整を行うこと	
6 工事発注に関する業務	6-1 工事契約への協力	工事発注方式の検討を行うこと 工事発注手続き業務を行うこと 工事契約協力を行うこと	
7 監理業務	7-1 監理	工事運営管理へ協力すること 設計意図を伝達すること 工事の確認・検査・報告をすること	
8 工事完成後業務	8-1 工事完成後業務	①引渡し後の建物取り扱い説明書などの作成 ②完成後の建物ランニングコストを調査 ③完成後の建物瑕疵等の調査	
9 事務所運営業務	9-1 事務所の管理・運営	①事務所運営のコスト管理 ②プロジェクト実行予算計画。 ③設計報酬について構成等の調査 ④事務所の諸規定の制定や改定	
10 関連活動	10-1 職能関連・コミュニティ活動	職能関連活動に参加すること コミュニティ活動に参加すること	

※1 印の項目は基本設計及び実施設計段階でも行われる業務である。

※2 印の項目は基本設計、実施設計及び監理段階でも行われる業務である。

参考2：PUBDIS施設用途分類表より

大分類	中分類	同類施設として含めるものの例
教育文化施設	01 劇場・会議場	観覧場・公会堂・講堂・コンサートホール・伝統芸能場・映画館・国際会議場
	02 社会教育・研修施設	地区コミュニティ施設・公民館・地区センター・農山村センター・生涯学習センター・婦人会館・少年自然の家・青年の家・児童館・野外活動センター・青少年センター・企業研修所・自動車教習所・職業訓練施設
	03 図書館	公文書館・視聴覚ライブラリー
	04 美術館	
	05 博物館・資料館	プラネタリウム
	06 植物園・水族館	動物園
	07 展示場施設	コンベンション施設・博覧会パビリオン
	08 屋内体育施設	体育館・武道館・屋内スケート場・屋内プール・ドーム球場
	09 屋外競技場施設	総合運動場・スタジアム・プール・競馬場施設
	10 レク・公園施設	レストハウス・クラブハウス・ロッジ・あずまや・野外劇場・展望塔・公衆トイレ
	11 幼稚園	
	12 小・中・高等学校	
	13 大学・各種学校	高等専門学校・短大・専修学校・看護学校・警察学校・技能職業学校
	14 盲・ろう・養護学校	
	15 宗教建築	神社・寺院・教会・修道院・納骨堂・墓苑
	16 他の教育文化施設	記念碑・時計台・茶室
福祉医療施設	01 保育所	乳児院・児童福祉施設・保育園
	02 老人福祉施設	養護老人ホーム・ケアハウス（軽費老人ホーム）・老人福祉センター・老人デイサービスセンター・特別養護老人ホーム
	03 障害者福祉施設	更生援護施設・療護施設・授産施設・障害者福祉ホーム・点字図書館
	04 他の福祉施設	救護施設・総合福祉センター・母子福祉センター・地域福祉センター
	05 病院	産院・精神病院
	06 診療所・医院	
	07 保険所	健診センター・母子健康センター・精神保健センター、保険相談所
	08 他の医療施設	リハビリテーションセンター・血液センター・消毒所
産業施設	01 事務所	オフィスビル・金融機関・商工会議所・電算センター（官公庁の事務所は庁舎に分類）
	02 試験・研究施設	観測所・气象台・天文台（官民共に含み、名称に拘らず試験研究用設備のあるもの）
	03 宿泊施設	ホテル・旅館・保養所・ペンション
	04 商業施設	デパート・量販店・コンビニエンスストア・ショッピングセンター・市場・ドライブイン・専門店・店舗・ショールーム・食堂・喫茶店・割烹料亭・遊技場・娯楽施設・アミューズメント施設
	05 情報通信施設	放送局・電話局・無線中継所
	06 交通施設	駅・バスターミナル・駐車場・給油所・料金所・格納庫・フェリーターミナル・港湾施設（流通・倉庫等は別）・空港施設
	07 流通施設	中央卸売市場（青果・水産）・流通センター・トラックターミナル・工業施設・冷凍倉庫
	08 工場・倉庫	工業施設・冷凍倉庫
	09 農林水産施設	畜舎・養殖場・と畜場・サイロ
	10 他の産業施設	民営の葬祭場
行政施設	01 庁舎	合同庁舎・裁判所・公館・大使館・郵便局・法務出張所・税務署・保険事務所・運転免許センター
	02 保安防災施設	警察署・交番・消防署・防災センター・機動隊施設・自衛隊施設
	03 環境保全施設	浄水場・下水処理場・清掃工場・ごみ焼却場・廃棄物リサイクルセンター
	04 他の行政施設	斎場・火葬場・刑務所・拘留所・動物愛護センター
住宅	01 一戸建住宅	
	02 低層長屋・共同住宅	テラスハウス
	03 中高層住宅	（3階以上20階未満）
	04 超高層住宅	（20階以上）
	05 寄宿舍・寮	看護婦宿舍／警察寮
	06 他の住宅	山荘（住居用）／週末住宅／アトリエ
その他	01 設備関係施設	エネルギーセンター／給排気塔／ポンプ場
	02 その他	造園／修景／橋

※以外のデータは全て公開資料となります

<p>写真 (仮止めしてください) 5.5×5.5cm</p> <p>写真の裏に名前をご記入ください。</p>	氏名	建築 一郎	ふりがな	ケンチク イチロウ
	氏名(アルファベット)	KENCHIKU ICHIRO		
	生年月日	1950/01/01	※出身地	東京都
	性別	男		
	※郵便番号	150-0001		
	※住所	東京都渋谷区神宮前2-2-18 ○○マンション405号		
	※電話/FAX	03-3408-7125 / 03-3408-7129		
	一級建築士(登録年月日)	1980/01/31	登録番号	100001
	※実務経験年数	29		
	勤務先	(株) 建築一郎建築設計事務所		
所属	代表取締役			
郵便番号	185-0024			
所在地	東京都新宿区新宿1-1-1 ○○ビル101号			
電話/FAX	03-3111-1111 / 03-3111-1112			
Eメール	kenchiku@arch.jp			
	●公開 ○非公開 (いずれかに●印をご記入ください)			
学歴 (建築教育を受けたもの)	1973年03月	○○大学工学部建築学科 卒業		
	1975年03月	○○大学大学院工学研究科建築学専攻修士課程 修了		
	年 月			
	年 月			
職歴	1975年～1985年	○○設計/東京都		
	1985年～1997年	○○建築設計(株)/千葉県		
	1997年～	(株) 建築一郎建築設計事務所		
	年～			
教職歴	2000年～2008年	○○大学工学部建築学科非常勤講師		
	年～			
	年～			
	年～			
専門領域 業務種別	<input checked="" type="checkbox"/> 設計・監理 <input type="checkbox"/> 工事監理 <input type="checkbox"/> ランドスケープ <input type="checkbox"/> 都市計画 <input type="checkbox"/> 再開発 <input type="checkbox"/> 建築マネジメント (PM・CM等) <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 積算			
専門領域 用途種別	PUBDIS施設用途分類表の中分類から選んで記入してください。(中分類の中の「他の～施設」の場合には例の中から選んで記入) <input checked="" type="checkbox"/> 宗教建築 / <input checked="" type="checkbox"/> 病院 / <input checked="" type="checkbox"/> 診療所・医院 / <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 / <input checked="" type="checkbox"/> 宿泊施設 / <input checked="" type="checkbox"/> 商業施設 / <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建住宅 / <input checked="" type="checkbox"/> 低層長屋・共同住宅			
資格 学位等				
所属団体	2000年～	木質構造研究会		
	2004年～	社団法人日本建築学会		
	2005年～	社団法人日本建築家協会		
	年～			
	年～			
受賞履歴 (コンペ当選も含む)	1975年	新建築住宅設計競技佳作		
	1989年	東京国際フォーラム国際設計競技優秀賞		
	1992年	兵庫県さわやかまちづくり賞 (○○堂本社ビル)		
	年			
	年			
	年			
著書 論文	1993年	二〇世紀の家族と住まい / ○○出版		
	1997年	21世紀の家族と住まい / 兵庫県建築設計監理協会 (共同執筆)		
	年			
社会活動	<input checked="" type="checkbox"/> Eの会 (旧地球環境を考える会) 世話役。 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭廃油を精製してディーゼルカーを走らせるなど、実践と勉強会を行っています。			

※ ログインID
※ パスワード

※以外のデータは全て公開資料となります

A



作品名 **コロンナトライアーノ**

〈作品にはたした役割〉 _____

作品に関わった際の本人の立場 **全体統括**

本人の果たした業務内容 **企画から工事完成後業務まで**

設計監理期間 **1996**年**04**月 ~ **1997**年**12**月

〈作品概要〉 _____

プロジェクトの特徴 **遺跡をデザインモチーフとしたイタリア料理店**

所在地 **東京** 都道府県 **渋谷区**

主たる用途 ※PUBDIS施設用途分類表の中分類から選んで記入してください。(中分類の中の「他の～施設」の場合には例の中から選んで記入) **商業用施設**

用途 **レストラン**

構造 S RC SRC W造 その他 (一部:S RC SRC W造)
その他の場合は詳細をご記入ください。

規模 地下 _____ 階 地上 **2**階 延床面積 **554** m²

竣工年月 **1997**年**12**月

賞・入選など (この作品で受賞されたかたはご記入下さい) _____

※ 申請者の当時の勤務先/部署 **〇〇建築設計(株)**

※ 証明する上司の氏名/TEL **〇〇太郎 / 042-111-1111**

工事種別 新築 改装 増築 その他

※ 契約書 有 無

※ 確認申請 **1996**年**09**月 番号 **111111**

※ 検査済証 **1997**年**12**月 番号 **222222**

B



作品名 **(株) 〇〇本社ビル**

〈作品にはたした役割〉 _____

作品に関わった際の本人の立場 **全体統括**

本人の果たした業務内容 **企画から工事完成後業務まで**

設計監理期間 **2001**年**07**月 ~ **2003**年**03**月

〈作品概要〉 _____

プロジェクトの特徴 **通信教育、通信販売を営む企業の本社ビル**

所在地 **大阪** 都道府県 **大阪市**

主たる用途 ※PUBDIS施設用途分類表の中分類から選んで記入してください。(中分類の中の「他の～施設」の場合には例の中から選んで記入) **事務所**

用途 **事務所 ショールーム 撮影スタジオ**

構造 S RC SRC W造 その他 (一部:S RC SRC W造)
その他の場合は詳細をご記入ください。

規模 地下 **1**階 地上 **13**階 延床面積 **11512** m²

竣工年月 **2003**年**03**月

賞・入選など (この作品で受賞されたかたはご記入下さい) _____

※ 申請者の当時の勤務先/部署 **(株) 建築一郎建築設計事務所**

※ 証明する上司の氏名/TEL **本人**

工事種別 新築 改装 増築 その他

※ 契約書 有 無

※ 確認申請 **2002**年**02**月 番号 **111111**

※ 検査済証 **2003**年**03**月 番号 **222222**

※ ログインID _____

※ パスワード _____

※以外のデータは全て公開資料となります

C



作品名 **上甲東園の家**

〈作品にはたした役割〉 _____

作品に関わった際の本人の立場 **全体統括**

本人の果たした業務内容 **基本計画から工事完成後業務まで**

設計監理期間 **2007**年**04**月 ~ **2009**年**06**月

〈作品概要〉 _____

プロジェクトの特徴 **樹木などの既存環境の保全と屋根の再生**

所在地 **兵庫** 都道府県 **西宮市**

主たる用途 ※PUBDIS施設用途分類表の中分類から選んで記入してください。(中分類の中の「他の施設」の場合には例の中から選んで記入) **一戸建住宅**

用途 **住宅**

構造 S RC SRC W造 その他 (一部:S RC SRC W造)
その他の場合は詳細をご記入ください。

規模 地下 _____ 階 地上 **2** 階 延床面積 **305** m²

竣工年月 **2009**年**06**月

賞・入選など **西宮市都市景観賞**
(この作品で受賞されたかたはご記入下さい)

※ 申請者の当時の勤務先/部署 **(株)建築一郎建築設計事務所**

※ 証明する上司の氏名/TEL **本人**

工事種別 新築 改装 増築 その他

※ 契約書 有 無

※ 確認申請 **2007**年**12**月 番号 **111111**

※ 検査済証 **2009**年**06**月 番号 **222222**

建築に対する考え方

建築は実用であると同時に芸術です。人を守ると同時に環境を守るものでもあります。日本の街並みや私たちの生活をみると、余分なものが多すぎる反面、役立つものが壊されたり捨てられたりしています。よい建築を創るためには、流行や世間の常識や過剰な欲望に惑わされることなく、「本当に必要なものを見極めて創る」という姿勢が大切です。「さりげなく、おざなりでなく」が私のデザインの基本です。自己主張する建築ばかりでは美しい街を造ることはできません。

※ ログインID _____

※ パスワード _____

- 注意事項 (1) 直近の5年以上の実務経験をご記入ください。
 (2) 各プロジェクトの中で実務経験した項目の○を塗りつぶしてください。
 (3) 確認者氏名に関しては、当該プロジェクト担当上司の了解を得られた上で、氏名・電話番号をご記入ください。
 (4) 契約書及び確認済証・検査済証が有るものに限ります。また、審査で必要とされた場合にはそれらのコピーの提出を求めることがあります。

氏名: **建築 太郎**

	1 設計前 業務	2 基本設計 業務	3 実施設計 業務	4 工事契約 業務	5 工事監理 業務	6 工事完成後 業務	
	1-1 企画 1-2 敷地及び環境調査	2-1 基本設計 2-2 構造・設備との調整 2-3 建設費分析 2-4 関連法規調査	3-1 実施設計 3-2 設計図の作成 3-3 仕様書及び材料調査 3-4 設計図の点検と整備	4-1 見積り及び契約交渉	5-1 工事監理	6-1 工事完成後	申請者の当時の勤務先 部署 証明する上司の氏名 TEL
1 プロジェクト名 ○○ホテル 業務期間 1980～1985 建築概要 宿泊施設及び付帯施設 構造・規模 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上6階地下1階／ 述床面積15,710.00㎡ プロジェクトではたした役割 企画、設計、監理	1-1 ● 1-2 ●	2-1 ● 2-2 ● 2-3 ● 2-4 ●	3-1 ● 3-2 ● 3-3 ● 3-4 ●	4-1 ●	5-1 ●	6-1 ●	申請者の当時の勤務先 (株)建築一郎建築設計事務所 部署 代表取締役 証明する上司の氏名 本人 TEL 03-3111-1111
2 プロジェクト名 ○○邸 業務期間 1989～1991 建築概要 個人住宅 構造・規模 木造、在来工法2階建／ 述床面積150.33㎡ プロジェクトではたした役割 全体統括	1-1 ● 1-2 ●	2-1 ● 2-2 ● 2-3 ● 2-4 ●	3-1 ● 3-2 ● 3-3 ● 3-4 ●	4-1 ●	5-1 ●	6-1 ●	申請者の当時の勤務先 (株)建築一郎建築設計事務所 部署 代表取締役 証明する上司の氏名 本人 TEL 03-3111-1111
3 プロジェクト名 ○○美術館 業務期間 1992～1994 建築概要 美術館 構造・規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、 地上2階、塔屋1階／ 述床面積4400.55㎡ プロジェクトではたした役割 全体統括	1-1 ● 1-2 ●	2-1 ● 2-2 ● 2-3 ● 2-4 ●	3-1 ● 3-2 ● 3-3 ● 3-4 ●	4-1 ●	5-1 ●	6-1 ●	申請者の当時の勤務先 (株)建築一郎建築設計事務所 部署 代表取締役 証明する上司の氏名 本人 TEL 03-3111-1111
4 プロジェクト名 ○○幼稚園 業務期間 2000～2002 建築概要 幼稚園 構造・規模 RC3階建／ 述床面積1120.55㎡ プロジェクトではたした役割 全体統括	1-1 ● 1-2 ●	2-1 ● 2-2 ● 2-3 ● 2-4 ●	3-1 ● 3-2 ● 3-3 ● 3-4 ●	4-1 ●	5-1 ●	6-1 ●	申請者の当時の勤務先 (株)建築一郎建築設計事務所 部署 代表取締役 証明する上司の氏名 本人 TEL 03-3111-1111
0 プロジェクト運營業務 0-1 建築家としての倫理と行動 0-2 プロジェクトの運営	UIA倫理綱領の内容を理解している。 プロジェクト運営については、事務所を開設した1997年以来私が行っている。						
7 事務所運營業務 7-1 事務所の運営	事務所を開設した1997年以来、私が行っている。						
8 関連活動 8-1 職能関連活動 8-2 その他	現在(社)日本建築家協会関東甲信越支部建築セミナー委員会アドバイザー NPO法人○○の理事として、コレクティブハウジングの推進および地域の高齢者のための文化教室を開催しています。						

§ 5. 登録建築家制度に関する Q & A

Q. UIA 協定 (UIA アコード) とは何ですか？

A. 国際建築家連合が採択した、
建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関する UIA 協定 (暫定訳)
(UIA Accord on Recommended International Standards of Professionalism in Architectural Practice 従来訳: 建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定)
のことです。

建築家はこうあるべきだという規準、また、建築家という職能にとって最善の実務行為のありかたを明確にしようという内容であり、UIA メンバー各国の主権を尊重しつつも、各国の加盟団体 (UIA 支部) がこの協定とそのガイドライン規範群の普及・適用を促進し、かつ、必要に応じて既存の慣習や法律をこの UIA 協定に合わせて改善させるよう努めることが求められています。

詳細は http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/uia_accord.htm をご覧ください。

Q. CPD とは、何ですか？

A. CPD は「Continuing Professional Development 継続職能研修」の略です。
建築家としての知識や実務能力を維持、強化、あるいは増進させる、一生にわたる学習プロセスである、と UIA 協定に定義されています。

Q. 私は JIA 正会員なのに、さらに登録建築家になることが求められるのはなぜですか？

A. JIA は建築家の団体であることが定款にうたっており、「では建築家とは何か」という問いへの JIA 自身の回答が登録建築家という資格制度です。

JIA の正会員であることは、公益社団法人の社員であることであり、社員という身分は職能の資格ではありません。建築家という職能の有資格者集団が JIA の目指すもので、正会員は全員が登録建築家の資格を有することが本来の姿となります。

JIA は UIA 加盟団体 (日本支部) ですので、その正会員は UIA 協定の規準を満たす建築家であることが当然ですが、各人が登録建築家になることで、そのことが客観的に示されることとなります。

登録建築家制度は、JIA 以外の方々にも条件付で開かれており、制度自身に公益保護の役割があるだけでなく、将来的に日本が採用すべき職能資格のモデルとしての役割があり、建築家の国家資格のあるべき姿を JIA が社会に示す運動として重要なものです。

Q. 登録建築家になるために一級建築士であることが求められるのはなぜですか？

A. UIA 協定では公益保護のために、建築家資格の登録/免許/証明に法的な裏付けのあることを求めています。日本にはまだ UIA 協定に合致する建築家の国家資格がありません。そこで、登録建築家制度では、技術者資格である建築士制度が法的に担保している内容を包摂するために、建築士の中で UIA 規準に少しでも近い一級建築士であることを資格認定の基礎条件とし、その上で一級建築士ではカバーできない職能規範を付加することで、UIA 協定の内容を最大限に反映するようにしています。

建築家資格制度規則

2003年 5月29日 制定

2015年 7月28日 改定

第1章 総則

第1条(総則)

この規則は、公益社団法人日本建築家協会(以下(公社)日本建築家協会)が推進する建築家資格制度における、認定組織、認定基準、登録手続、管理運営その他の必要な事項について定める。

第2条(目的)

国際建築家連合の「建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定」(以下UIA協定)と同等以上の資質、能力、倫理性を有する者に「登録建築家」の資格を与え、建築物の質の向上により公益を保護するとともに建築文化の創造・発展により公益に寄与することを目的とする。

第3条(認定・登録機関)

登録建築家資格の認定および登録のための機関として(公社)日本建築家協会に「建築家登録認定機関」(以下認定機関)を置き、この認定機関内に「建築家認定評議会」(以下「認定評議会」)を置く。

第4条(資格の認定および登録)

登録建築家になろうとする者は、認定評議会の認定を受け、かつ、所定の手続により認定機関に登録されなければならない。

第5条(登録建築家)

認定機関に登録された建築家を「登録建築家」と称する。

第6条(登録建築家の責務)

- 登録建築家は、UIA協定に定める「プロフェッショナルリズムの四原則」、「倫理及び行動の規範に関するガイドライン勧告」等の各規範ならびに「国際コンサルティング業務に関する倫理綱領」を遵守し、その業務を誠実にを行い、優れた建築空間の創造に寄与しなければならない。
- 登録建築家は、第23条に定める継続職能研修を履

修する他、常に建築の設計および監理の知識を修得・更新し、登録建築家の社会的信頼の確立に努めなければならない。

- 登録建築家は、その後進の者が登録建築家となるように育成するべく努力しなければならない。

第2章 建築家認定評議会

第7条(組織)

- 認定評議会は、「本部認定評議会」および各支部に設ける「支部認定評議会」によって構成される。
- 本部認定評議会は、評議員7名により構成し、その過半数を建築関係者以外の者としなければならない。
- 本部認定評議会の評議員は(公社)日本建築家協会の会長の指名による。評議員の互選により議長および副議長各1名を選出する。
- 支部認定評議会は、評議員5名により構成し、うち2名を建築関係者以外の者としなければならない。
- 支部認定評議会の評議員は本部評議会議長が指名する。支部評議員の互選により支部の議長および副議長各1名を選出する。
- 本部および支部認定評議会の評議員の任期は2年とし、2期以内に限り再任を妨げない。
- 本部および各支部認定評議会は、建築家資格制度の運営に必要な組織を適宜設けることができる。
- 本部認定評議会は、建築家資格制度の運用上必要な細則を第30条に定める手続を経て設けあるいは改廃することができる。

第8条(運営)

- 本部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。
 - 実務訓練基準、実績認定基準、審査・認定基準および登録・更新基準の作成
 - 登録建築家の認定と認定証交付
 - 資格の登録および管理
 - 本部および各支部間の情報伝達および調整

⑤建築家資格に関する調査・研究

⑥建築家資格に関する広報活動

⑦その他

2. 支部認定評議会は、建築家資格制度の運用に関連して、以下の業務を行う。

①資格申請時の審査

②資格更新時の審査

③その他

3. 建築家登録認定機関の運営のために事務局を置き、共通情報、個人情報管理および諸般の事務を行う。

第3章 資格の認定

第9条(認定の方法)

認定評議会は、以下の基準を満たす者に対し登録建築家の資格を認定することができる。

①実務訓練による認定

別に定める基準に従い、実務訓練を終了し、かつ認定評議会が行う認定審査に合格した者。

②実績評価による認定

別に定める基準に従い、認定評議会が、その業務実績等に基づいて、上記①と同等以上の資質、能力、倫理性を有すると認められた者。

第10条(実務訓練による認定)

実務訓練および認定審査の実施要領、認定基準等に関する細則は別に定める。

第11条(実績評価による認定)

実績評価による認定に必要な細則は別に定める。

第12条(認定証の交付)

認定評議会は、建築家の資格を認定した者に対し、認定証を交付する。

第13条(審査手数料)

認定評議会による認定を受けるために必要な費用(審査手数料)は別に定める。

第4章 資格の登録

第14条(登録手続)

1. 登録建築家の登録手続は、審査認定後3ヶ月以内に行わなければならない。

2. 登録手続の完了までは、「登録建築家」の称号を使用することはできない。

第15条(誓約書)

登録建築家は登録申請の際に、第6条の内容全てを理解し遵守することを書面で誓約しなければならない。

第16条(登録料)

登録を受けようとする者は、登録申請の際に別に定める登録料を認定機関に納付しなければならない。

第17条(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

① 後見開始または保佐開始の審判を受けた者。

② 破産者で復権を得ない者。

③ 建築士法による懲戒または建築に関する懲罰を受けた者で、処分の日から別に定める年数を経過していない者。

第18条(登録証の交付)

認定機関は、登録手続を完了した者に対し登録証を交付し、別に定める事項を登録建築家名簿に記載しなければならない。

第19条(登録の有効期間)

登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

第20条(登録建築家名簿記載事項の変更)

登録建築家は、登録建築家名簿の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を認定機関に届けなければならない。

第21条(再登録)

1. 登録を更新せず、有効期間が満了したこと等により登録を削除された者で、再登録を受けようとする者は、やむを得ない事情があると認定評議会が認めた場合に限り、再登録申請を行うことができる。

2. 再登録を受けようとする者は、申請の際に別に定める再登録手数料を認定機関に納付しなければ

ならない。

第22条(登録証の再交付)

登録建築家は、次のいずれかに該当する場合は、登録証の再交付を申請することができる。その際、再交付手数料を認定機関に納付しなければならない。

- ①登録証の記載事項に変更があった場合。
- ②やむを得ない事情で登録証を失った場合。

第5章 継続職能研修(CPD)

第23条(継続職能研修)

登録建築家は、所定単位数以上の継続職能研修(以下CPD)により常に自己研鑽を図るものとする。CPD実施のための規則および細則は、別に定める。

第6章 更新

第24条(登録の更新)

1. 登録の更新を希望する者は、登録有効期間内に細則に定めるCPDの必要単位数を取得した上で、登録の更新申請をしなければならない。
2. 認定機関は、所定の更新手続がなされた者に対し、登録建築家名簿の登録を更新するとともに、新たな登録証を交付しなければならない。
3. 更新された登録の有効期間は3年とする。

第25条(更新手数料)

登録の更新に際しては、別に定める更新手数料を認定機関に納付しなければならない。

第7章 資格の管理

第26条(登録建築家名簿)

1. 登録建築家名簿の記載事項は、氏名および登録番号の他、別に定める事項とする。
2. 登録建築家名簿は、認定機関の事務局に備えるとともに、電子媒体で公開する。

第27条(登録の削除)

登録建築家が次の各号のいずれかに該当するときは、認定評議会は当該登録建築家の登録を削除するものとする。

- ①更新の申請を行わず、または更新料を支払わず、登録の有効期間が満了したとき。

- ②死亡したとき、または失踪の宣告を受けたとき。
- ③規則第17条(欠格事由)のいずれかに該当したとき。
- ④規則第6条第1項に定める責務にもとる行為が明らかでない場合。
- ⑤その他、別に定める細則に基づき、認定評議会が登録建築家としての適格性に欠けると判断したとき。

第28条(不服の申立ておよび資格の復活)

1. 第27条の処分についての不服の申立ての措置、および資格の復活等の措置は別に定める。
2. その他、認定および登録に関する不服の申立ての措置等は別に定める。

第8章 雑則

第29条(本規則の改廃)

本規則の改廃は、本部認定評議会が発議して、(公社)日本建築家協会の理事会がこれを行う。

第30条(細則の制定・改廃の承認)

本規則第7条第8項に基づく細則の制定および改廃は、(公社)日本建築家協会の理事会の承認を得るものとする。

第31条(事務の所掌)

建築家資格制度に関する事務は、(公社)日本建築家協会の事務局内に置く認定機関事務局が行う。

第32条(名称の使用禁止)

ここに定める登録建築家でない者は、この制度によるものとしての登録建築家の称号を用いてはならない。

付則

1. この規則は、平成15年5月29日から実施する。
2. この改定は、平成27年10月1日から実施する。

以上

建築家資格制度に関する細則

2003年 9月 1日 制定
2006年10月25日 改定
2007年 4月24日 改定
2009年 9月17日 改定
2010年12月20日 改定
2015年 7月28日 改定

第1章 目的

第1条(目的)

この細則は、建築家資格制度規則に基づき、建築家資格制度の運営に必要な事項を定める。

第2章 運営組織

第2条(認定・登録機関)

1. 本部認定評議会を補佐し建築家資格制度の運営をするため、本部建築家資格制度実務委員会(以下本部実務委員会)を設置する。
2. 本部実務委員会の委員は本部認定評議会議長が任命し、任期は2年とし、2期以内に限り再任を妨げない。
ただし、本部認定評議会議長が指名する者についての再任はこの限りでない。
3. 支部認定評議会並びに本部実務委員会を補佐するため、各支部に支部建築家資格制度実務委員会(以下支部実務委員会)を設置する。
4. 支部実務委員会の委員は本部実務委員会委員長が任命し、任期は2年とし、2期以内に限り再任を妨げない。
5. 規則第8条3による事務局は建築家登録認定機関事務局と称する。

第3章 認定審査の実施要領

第3条(調査)

1. 支部認定評議会は、認定申請書類の内容に不備があった場合には申請者にその旨通知し、記載事項の修正並びに追記を求めることができる。
2. 支部認定評議会は、申請書類の記載内容等に疑義が生じた場合には、必要な調査を行うことができる。
3. 支部認定評議会は、規則第27条⑤の疑義が生じた場合には、必要な調査を行うことができる。

第4条(審査)

1. 支部認定評議会は、本細則第4章に定める認定基準に基づく審査並びに規則27条に関する判定を行い、結果を本部認定評議会に報告する。
2. 支部認定評議会は、前項の審査の結果不合格と判定した場合には、審査結果並びにその理由を申請者に通知しなければならない。
3. 支部認定評議会で可否を判断できない場合には、その理由を明記して本部認定評議会に審査を委託する。

第5条(再審査請求)

申請者は、支部認定評議会の審査結果に不服がある場合には、本部認定評議会に対し再審査請求を行うことができる。本部認定評議会から要請があった場合は追加資料を必要とする。

第6条(認定)

1. 本部認定評議会は、支部認定評議会の審査結果報告に基づき、登録建築家資格の認定を行う。
2. 本部認定評議会は、第4条第3項に基づく審査委託があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を当該支部認定評議会に通知するとともに、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。
3. 本部認定評議会は、第5条に基づく再審査請求があった場合には、これに関する審査を行い、その結果を請求者並びに所管支部の認定評議会に通知するとともに、合格の場合には登録建築家資格の認定を行う。

第4章 登録建築家認定基準

第7条(実務訓練による認定の基準)

1. 認定評議会は、下記の①～⑤の全てに該当する者に対して登録建築家資格の審査・認定を行う。
①JIAが定める「実務訓練プログラム」を終了した

- 者。ただし、実務訓練期間は3年以上とする。
- ②一級建築士資格試験の受験資格取得後、実務訓練期間とは別に、最低1年間の実務経験を経た者。ただし、実務訓練期間が4年以上に亘った場合にはこの限りでない。
- ③一級建築士資格を取得した者。
- ④登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ第三者性および自律性が担保されている者。
- ⑤規則第17条に定める「欠格事由」に該当しない者。

第8条(実績評価による認定の基準)

1. 認定評議会は、下記の①～④の全てに該当する者に対して登録建築家の審査・認定を行う。
- ①一級建築士資格取得後、専ら設計監理業務につき統括的な立場での最低5年間の実務経験を有する者。ただし、上記実務経験は、認定機関が定める「実務訓練プログラム」に定められた「実務訓練履修科目」の大項目と中項目の全てを含むものでなければならない。
- ②下記のaおよびbに該当し、登録建築家としての倫理性を有すると判断され、かつ業務における第三者性および自律性が担保されている者。
- a. 上記①の実務経験は、建築士法24条の8に示す内容の契約書を交わして行われた業務であること。
- b. 上記①の実務経験は、第三者性および自律性を有して行われた業務であること。
- ③芸術的資質等を有する者。
- ④規則第17条に定める「欠格事由」に該当しない者。
2. 認定評議会は、前項にかかわらずその実務実績等により登録建築家にふさわしい資質、能力、倫理性を有すると判断した者に対し、登録建築家資格の認定を行うことができる。ただし、本項に基づく認定を行った場合は、その理由を開示しなければならない。

第5章 登録の更新に必要な継続職能研修

第9条(更新に必要な単位数)

1. 登録の更新を行おうとする者は、登録有効期間の6ヶ月前から有効期間満了の6ヶ月前までの36ヶ月内に、(公社)日本建築家協会に置くCPD評議

会(以下JIA・CPD評議会)が認定するCPD単位を36単位以上取得しなければならない。

2. 登録更新までの期間中に、傷病、産休等やむを得ない事情のあることが認定された場合には、12単位を上限として更新に必要な単位数を緩和することができる。
3. 登録更新時点で、一級建築士免許取得後30年をこえる実務経験を有し、かつ70歳以上の登録建築家は、本条第1項に定める更新に必要な単位数を18単位以上とすることができる。

第10条(再登録の条件)

1. 本細則第9条に定められた更新要件を満たせない等、規則第27条の①によって登録削除された者は、登録削除後にJIA・CPD評議会にて認定するCPD単位を36単位以上取得した上でなければ再登録申請をすることができない。
- ただし、この36単位以上の取得は再登録申請の直近の3年間以内に限る。
2. 本細則第9条第3項に該当する登録建築家については上記を18単位と読み替える。
3. 規則第17条の欠格事由の③(建築士法による懲戒等)に該当、または本細則第12条第2項①(第三者性および自律性の担保喪失)に該当したことにより規則第27条によって登録削除された者については、復権または回復により、第1項に準じて再登録することができる。
4. 再登録申請の審査は支部認定評議会が行い、本部認定評議会に報告する。

第6章 諸費用

第11条(資格審査、登録並びに更新等に関わる手数料)

審査料、登録料、登録更新料および手数料等は以下の通りとする。

◆認定申請

①認定審査手数料	15,000円
②登録料	12,000円

◆登録更新申請

③登録更新料	12,000円
--------	---------

◆再登録申請

④再登録審査手数料	10,000円
⑤再登録料	12,000円

◆登録証再交付申請

⑥登録証再交付手数料 3,000 円

第7章 資格の管理

第12条(登録の管理)

1. 登録建築家名簿への記載事項は以下のとおりとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④一級建築士登録番号
- ⑤現住所並びに電話番号
- ⑥勤務先並びに勤務先住所、電話番号、E-mail アドレス

2. 規則第27条⑤の適用は以下のとおりとする。

- ①第三者性および自律性が担保されなくなったとき。
- ②規則第6条第2項または同第3項に明らかに反すると判断されたとき。
- ③その他

3. 本細則の第7条、8条、10条および第12条における「第三者性および自律性」とは、「利害の衝突」により依頼者に不利を生じさせない立場とする。

4. 登録建築家が死亡し、または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法上の届け出義務者が建築家登録認定事務局に届け出るものとする。建築家登録認定事務局は届け出があった登録建築家を名簿から削除する。

第13条(登録に関する不服の申立て)

1. 登録の削除その他、登録に関する不服の申立ては、所定の書式により本部認定評議会に申請しなければならない。

2. 本部認定評議会は、不服申立て申請があった場合、申請受領日より6ヶ月以内に審議を行うとともに、審議の結果を速やかに申請者に通知しなければならない。

2015年7月28日 改定に関する付則

この細則は、平成27年10月1日から実施する。

ただし経過措置は別途これを定める。

以上

(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則

2005. 5. 31 制定

2005. 07. 28 一部改訂

2015. 07. 28 改訂

(総則)

第1条

この規則は、会員規程第3条4の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の実施に必要な事項を設け、継続職能研修評議会(以下「CPD 評議会」という。)の組織、委員の任期その他必要な事項について定める。

(CPD 評議会)

第2条

本会に、本部 CPD 評議会を置く。支部に、支部 CPD 評議会を置くことができる。

(目的)

第3条

CPD 制度は、業務の質的向上と業務環境の変化への対応を支援することにより、会員が建築家としての職責と使命を十全に果たすことを目的とする。

(研修方法及び研修要領等)

第4条

- 1 CPD 制度の研修とは、前条の目的を達成するための学習等をいう。
- 2 CPD 制度を実施するための研修要領、研修内容その他認定のために必要な事項(以下「認定基準」という。)は、別途定める。
- 3 前項の研修は単位制とし、別に定める所定の単位数を履修する。
- 4 前項の研修を提供する者(以下「プロバイダー」という。)の詳細については別途定める。

(事業年度)

第5条

CPD 制度の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(研修の結果の記録、公表及び管理の対象)

第6条

CPD 制度に基づき実施した研修結果の記録は、本部 CPD 評議会において保管するものとし、その公表に関する事項は別途定める。

(会員の履修単位)

第7条

履修単位、履修単位の認定、計算その他の履修認定に必要な事項は、細則をもって定める。

(CPD 評議会)

第 8 条

- 1 CPD 評議会は、委員長、副委員長及び委員、外部委員若干名をもって組織する。
- 2 本部 CPD 評議会の委員長は、会長の指名により理事会の承認をもって充てる。支部 CPD 評議会の委員長、委員は、支部長の指名により支部役員会の承認をもって充てる。
- 3 CPD 評議会の副委員長は、委員長が委員の中から指名することができる。
- 4 本部 CPD 評議会の委員は、過半数を会員のうちから、1/2 未満を会員外から、委員長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 CPD 評議会の委員の任期は 2 年とする。但し通常総会終了後最初に開催される理事会の終了のときから始まり、就任後第 2 回目の通常総会終了後最初に開催される理事会の終了のときを以って満了とする。なお、2 期以内に限り再任を妨げない。
- 6 CPD 評議会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 CPD 評議会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、または窃用してはならない。

(CPD 評議会の運営)

第 9 条

- 1 本部 CPD 評議会は、運営に関する細則を立案するほか、研修等の認定基準の作成及び認定、必要単位の設定及び履修単位の認定を行うとともに、各事業年度の研修事業の運営に当たるものとし、必要があるときは、下部組織として専門部会を設置することができる。
- 2 CPD の運営に関する細則、研修の認定基準、必要単位数、各事業年度の研修実施方法は、理事会の議を経て定め、その実施結果は、理事会に報告するものとする。
- 3 支部 CPD 評議会は、当該支部のプログラムの認定と履修単位の認定を行い、本部にその結果を毎月末に報告する。
- 4 支部 CPD 評議会は、他団体の、CPD 研修プログラムを認定することができる。

(研修費用の負担)

第 10 条

本会は、第 4 条に掲げる研修に要する費用の全部または一部を研修に参加したものに負担させることができる。

付則

- 1 この規則に基づき制定される細則その他の規約等については、実施状況を勘案し当分の間毎年度必要に応じた見直しを行うこととする。
- 2 この規則は理事会の承認を得て 2015 年 10 月 1 日より適用する。

(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 細則

2002年5月31日制定
2003年9月24日一部改定
2003年12月24日一部改定
2004年5月26日一部改定
2005年6月21日一部改定
2006年4月27日一部改定
2007年9月25日一部改定
2008年2月19日一部改定
2010年2月19日一部改定
2010年8月27日一部改定
2010年12月20日一部改定
2011年7月20日一部改定
2015年7月28日一部改定

(目的と概要)

第1条

この細則は、継続職能研修(CPD)規則(以下「規則」という。)第4条、第6条、第7条の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の運営に必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条

この細則における主な用語を次のように定義する。

1. 参加者

本部CPD評議会に参加登録を行い、CPDに参加する者をいい、JIAの正会員は会員規程第3条第4項に基づき会員義務として参加者に登録される。

2. プロバイダー

CPD評議会が認定した、認定プログラム提供者をいう。JIA本部委員会／部会、JIA支部／支部委員会／部会、JIA地域会／地域会委員会／部会及び関係諸団体、大学、各種学校、JIA会員事務所、JIA協力会員事業所、その他民間企業がそれにあたる。

3. 認定プログラム

CPD制度の目的に合致する講習会その他の建築家の職能開発に資する、CPD評議会によって認定されたプログラムをいい、原則としてプロバイダーによって提供される。

4. 登録料

正会員以外の者が参加者として本部CPD評議会に登録するとき、及びプロバイダーがCPD評議会の認定を受け、CPD評議会にプログラム申請するとき、JIAに支払う費用をいう。

(告知の方法)

第3条

CPD制度に関し、本部CPD評議会がJIA正会員に通知する必要があると認めた事項についての告知は、原則として、JIA機関紙又はJIAホームページをもって行う。

(研修の内容)

第4条

認定プログラムにおける研修内容は、別に定める形態分類及び分野分類の其々いずれかに該当するものとする。

(必須履修単位)

第5条

継続職能(CPD)規則第4条3項による、JIA正会員の3年間必須履修単位を、36単位とする。

CPD プログラムの形態分類表

形態		CPD 内容
1 参加学習型	講習会	講習会 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会)、通信教育等
	見学会	見学会 見学会、国内外視察、企業内研修(所属組織内における見学会、国内外視察)
	講師	講師 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー/シンポジウム/講演会/ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表会等、企業内研修(所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察)見学会・国内外視察の講師
2 情報提供型	社会貢献	社会貢献 震災時等建築物応急危険度判定、裁判所等に派遣された鑑定人・調停人活動、地方自治体主催の建築相談等の緊急性又は公共性の高い活動

CPD プログラムの分野分類表

倫理・法令分野	倫理	
	法律、規準、基準、規格、建築紛争	
	その他	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存、景観、福祉、環境、計画系その他
		構造系
	設備系	空調
		衛生
		電気
		輸送
	全般	
	その他	
施工管理分野	建築系	総合施工計画、仮設、土工事、杭地業、躯体、仕上げ、改修、解体、その他
	設備系	空調、衛生、電気、輸送、全般、その他
マネージメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネージメント、プロジェクトマネージメント、リスクマネージメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネージメント、その他
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、その他
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、その他

(単位の算定基準)

第6条

履修単位の算定は原則として1時間1単位とする。なお、1つのプログラムに認定する単位数の下限は1単位とする。時間については、30～89分を1時間、90～149分を2時間とする。

(履修要領)

第7条

認定プログラムの履修手順と履修単位の認定手順は次のとおりとする。

- ①CPD評議会による認定プログラムの告知。認定プログラムへの参加。
- ②CPD評議会はプロバイダー履修結果報告に基づく単位の認定。

(履修結果の記録及び通知)

第8条

履修結果の記録、保管、管理、通知及び公表は以下の規定による。

1. 参加者の履修結果の記録、保管及び管理は、本部CPD評議会が行う。
2. 参加者の履修結果記録の保管期間は、その事業年度終了後5年間とする。
3. 本部CPD評議会は、履修結果を参加者本人に年に一度通知し、履修単位数の不足等がある場合は、本人に告知する。
4. 本部CPD評議会は本人の要請があれば履修証明書を発行する。

(プロバイダー)

第9条

プロバイダーの認定と登録は以下の規定による。

1. プロバイダーになろうとするものは、本部CPD評議会の定める書式によりプロバイダー登録申請を行い、CPD評議会の認定を受けて、本部CPD評議会に登録される。
2. CPD評議会に登録されたプロバイダーは、以下の規定を守らなければならない。
 - ①所定の登録料を所定の期限までに支払うこと。
ただし、JIA本部・支部の委員会活動等に基づくプロバイダーであると本部CPD評議会が判断した場合には、登録料の支払いを免除する。
 - ②認定プログラムの内容がプログラム認定基準に合致していること。但し専ら自社の製品宣伝は認めない。
 - ③参加者の記録等の管理を公正に行い、電子データにて報告を行うこと。
 - ④不公正な行為を行わず、CPD評議会が定めた規則を守ること。
3. 認定プログラムの質を確保するため、CPD評議会はプロバイダーに対する監査を行うことができる。
4. 監査の結果、必要と認めるとき、CPD評議会は、プロバイダーの登録を取り消すことができる。

(認定プログラム認定基準)

第10条

プロバイダーが提供する認定プログラムの認定基準は以下による。

1. JIA正会員の継続職能研修にふさわしい内容のものであること。専ら自社の製品宣伝は認めない。
2. プログラムの内容は細則第4条の規定に適合していること。
3. プログラムは原則として全参加者に開かれていること。
4. ひとつのプログラムでも期日・内容によって分割して申請し、認定を受けることができる。

(認定プログラムの認定・登録)

第11条

プロバイダーが提供する認定プログラムの認定・登録の手順は以下による。

1. CPD評議会は、プロバイダーの提供するプログラムが、認定基準に適合しているかどうかを審査し、細則第4条のどの項目についての研修かを確認する。

2. CPD評議会は、プログラムが認定基準に合致していない場合など、必要と認めるときは、プロバイダーに対し適宜指導を行う。
3. 認定と登録は原則として次の手順で行われる。
 - ①プロバイダーによるプログラムの企画。
 - ②プログラム実施期日前のCPD評議会への認定申請。
 - ③CPD評議会によるプログラムの審査と認定。
 - ④CPD評議会からプロバイダーへ結果の通知。
 - ⑤本部CPD評議会による認定プログラムの登録。
4. 第9条4項による監査の結果、CPD評議会はプログラムの認定を取り消すことができる。

(認定プログラムの評価)

第12条

参加者は以下の規定により、自ら参加した認定プログラムを評価することができる。

1. CPD評議会は、参加者に対して任意に、受講した認定プログラムのテーマ、内容、講師、教材、時間等に関する事後評価を求めることができる。
2. 参加者は受講した認定プログラムに関して、テーマ、内容、講師、教材、時間等に関する評価をCPD評議会に提出することができる。
3. CPD評議会は1. 及び2. の評価を基に、プロバイダーに対して、適宜指導する。
4. CPD評議会は1. 及び2. の評価結果を、よりよいプログラムの開発のために使用することができる。

(諸費用)

第13条

第2条4の登録料は以下の通りとする。

1. 正会員以外の参加登録料は初年度4,000円/年、次年度以降3,000円/年。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
2. プログラム登録料は1年間のプログラム申請件数により、下記のいずれかとする。ただし、4月1日から翌年3月31日を1年とする。
 - ①1～9件まで 5,000円/1プログラム。
 - ②10～49件のプログラム 50,000円/年。50件以上の場合は+25件ごとに25,000円加算。

付則

(1) 施行

2011年7月20日の改定は、理事会の承認を得て2011年7月21日より施行する。但し、第15条2について、2011年6月28日までに登録済のプロバイダーは、次回更新時からの適用とする。

2015年7月28日の改定は、理事会の承認を得て2015年10月1日より施行する。

登録建築家認定書見本

〇〇 〇〇 様

登録建築家認定書（認定通知）

あなたは、建築家資格制度規則及び建築家資格制度に関する細則に基づき、公益社団法人日本建築家協会建築家認定評議会により実施された認定審査の結果、登録建築家に認定されましたので通知します。

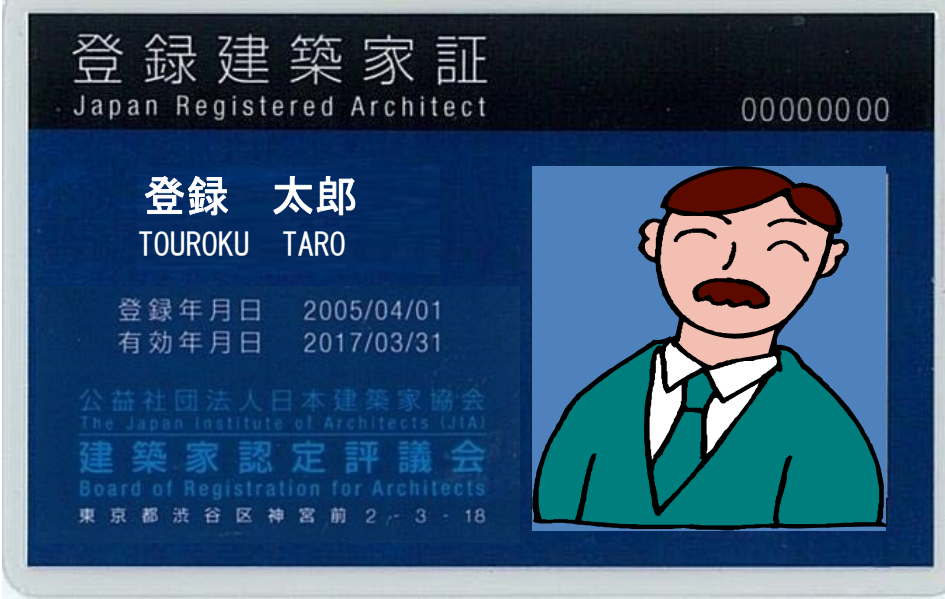
また、同封の登録建築家証を以って、登録建築家の証明といたします。

認定年月日 20××年3月×日

認定種別 実績評価による認定

公益社団法人日本建築家協会
建築家認定評議会
議長 ×× ××

登録建築家証見本



建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関するUIA協定

英文第4版 および 仏文第3版 による 暫定改訳

(従来訳「建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関するUIA協定」)

前文

建築家は職能人として、自らが仕える社会に対して意を尽くすという基本的な義務を負う。この義務は、建築家の個人的利益や依頼者たちの利益に勝るのである。

職能的業務サービスの取引が急速に増加し、建築家が自分の所属しない社会にも業務提供することが一般的となった世界において、国際建築家連合は、建築家の業務についての国際的な職能規範が必要不可欠である、と確信するものである。

この協定で定義される規範を満たす建築家こそが、その教育水準、能力、そして倫理的行動ゆえに、自身が仕えるいずれの社会に対しても、その最大の利益を守ることができるであろう。

序文

UIA の理事会は 1994 年に職能実務委員会（PPC）を設立し、また委員会の作業計画を承認した。この委員会の 25 カ月にわたる集中的な作業の末、UIA は 1996 年 7 月バルセロナの総会において、「建築家の業務における国際的な職能規範の勧告に関する UIA 協定案」の初版を満場一致で承認した。これにより UIA 協定は規範の勧告として確立され、UIA とその PPC 委員会のその後の作業の指針ともなった。

UIA は、この協定の初版を全ての加盟支部に配布し、意見を求めるとともに、1999 年の第 21 回 UIA 北京大会での総会発表に向け、規範の枠組みのさらなる整備への協力も仰いだ。

1997～1999 年の PPC 委員会の作業は、理事会メンバー、UIA 各国支部、そして協定の作業委員会からの意見・提案の分析やこれらへの対応を軸とするものとなった。これらの意見への回答として、また指示書群（注：ガイドラインのこと）に関する委員会の議論を組み込むために、協定（アコード）の初版は修正されることとなった。後者の指示書群は、これらがアコードの規範方針の骨格に肉付けを与え方向づけるものとなるよう作成されつつあったものである。

協定（アコード）とそのガイドライン指示書は、各 UIA 支部の主権を認識し、同等性の原則を実現するための弾力性を許容し、UIA 各支部の地域的な固有条件を反映するための要件追加が可能であるように構成されている。

この協定の意図するところは、対立する利害間の交渉による合意をもって義務的な基準を設けることではない。むしろ、この協定は、公共の利益に最も貢献しうる規範や実務のありようを客観的に確立させようという、建築家の国際的共同体による協働の努力の成果である。アコードとガイドライン指示書は、何が建築家という職能にとって最善の実務行為とみなされるか、そして建築家が強く自らに願う水準、これらを定義することを意図している。

これらは進化中の図書であり、今後、意見を尊重し、経験を踏まえて、常に見直しと改良の対象となるものである。UIA 各支部の主権は尊重されつつも、各支部には、この協定とガイドラインの採用を推進すること、そして適切ならば既存の慣習や法令の改良を求めることを推奨し、また促すものである。

協定（アコード）とそのガイドライン指示書は、建築家業務の相互認証の交渉にあたらうとする各国政府、交渉当事者または関係者にとって、実際的な指針となることを想定している。アコードとガイドラインはその認証の交渉の一助となるであろう。最も一般的な認証の達成方法は二国間合意であり、これは GATS の 7 条において許容される旨、示されている。教育年限や試験基準、実務経験要件、法規制の範囲には各国の差異があり、これらのどれもが、多国間での相互認証の実施を極めて難しくしている。二国間交渉は、二つの特定の環境に関わる主要課題に焦点を絞ることを容易にするだろう。

しかしながら、いったん二国間の相互合意が達成されれば、それは他の同様な合意を誘導することになり、究極的にはより広範な相互認証へと広がるであろう。

この協定（アコード）は「職能の 4 原則」という宣言がまずあり、一連の規範/方針がこれに続く。それぞれの規範/方針は、主題の定義から始まり、背景、そして規範/方針へと続く。

1999 年 6 月、第 21 回北京総会において、この協定（第 2 版）は満場一致で採択された。採択の決議の写しを付録 A として添付する。

プロフェッショナリズムの4原則

建築家という職域のメンバーは能力・誠実性・職能意識を高い水準に保つことに専心し、まさにそのことによって、建築・都市環境、公共の福祉そして文化の持続可能な発展に不可欠な、建築家に特有の技量や素質を社会にもたらし。

建築家の職能的規範は、法令、倫理規範、そして職業上の行動を定義する規定類によって確立されるものである。

専門能力： 建築家は、教育、卒業前と卒業後の職業訓練、そして職業経験を通じて、知識・技能・理論的思考の有機的体系を備えている。 建築教育、実務訓練、そして試験という制度が組み立てられるのは、建築家に業務を依頼する際、その業務の適切な実施を可能とする水準に建築家が達していることを社会に保証するためである。 さらに、大部分の建築家団体、そしてまさにUIAは、建築の芸術および科学に関する知識を維持活用し発展させるとともに、建築という生きた文化遺産を尊重し、その拡大に寄与する、ということ自らに課している。

自律性： 建築家は、客観的な専門的助言を依頼者や使用者に与えねばならない。 建築家は、建築の芸術と科学の追求において、深い学識に基づく妥協の無い専門家としての判断が、他のいかなる動機にも優先するという理念を守る義務を負う。 建築家はまた、関係諸法令の精神と条文を進んで受け入れる義務を負うとともに、その業務の社会的・環境的影響についても慎重な検討を施さねばならない。

献身性： 建築家は、依頼者そして社会のために業務に従事し、高度に無私の献身を示さねばならない。 この職業に従事する者は、依頼者のために能力を惜しまず、また職能に相応しい対応をし、依頼者に代わって予断や偏見の無い判断を示さなければならない。

責任： 建築家は、依頼者に与える第三者的な助言あるいは必要な場合の批判的な助言に責任を持つということ、そして、自らの仕事が社会や環境に及ぼす影響に責任を持つということ、を自覚する。 建築家はその職能的業務サービスを遂行するのは、建築家自身が、あるいはコンサルタントとの協働により、その業務に特有の関連技術分野について、教育、訓練および/または経験に基づき、実務能力を備えている場合のみである。

UIAは、その各国支部およびPPC委員会による建築家実務に関する計画を通じ、公共の健康・安全・福祉・文化に資するために、プロフェッショナリズムの原則および職能の諸規範の確立をめざす。 また、建築家の能力や職能規範についての相互認証が、公共の利益ならびに職能の信頼性を維持することにつながるという立場を支持する。

UIAの原則ならびに規範は、徹底した教育と実務訓練をとおして職能にとって基礎的な要請を建築家が満たすことを目途としている。 規範については、各国ごとに異なった教育の伝統があることを認識し、従って同等性を確保するための調整制度を想定するものである。

UIA 協定における倫理及び行動の原則に関するガイドライン勧告

英文第4版 および 仏文第3版 による 暫定改訳

(仏語版においては「倫理及び行動に関する UIA 協定の施策の勧告」)

倫理及び行動に関して本協定に定める規範

「コンサルティング業務に関する UIA 国際倫理綱領」は現行のまま、その効力を持つことをここに確認する。また UIA 各支部団体は、ここに定めるガイドラインを自らの倫理・行動綱領に導入するべきである。さらにその各団体の綱領には、団体会員の職能業務の提供先となる国や地域で定められた倫理・行動綱領を、国際法あるいは自国の法律で禁止されていない限り、守らなければならないという規定を入れるべきである。

前文

建築家たる者の本分は何か。それは、専門家としての自覚、誠実さや能力を最高水準に保ち、考え得る最高の質を業務成果として獲得するよう献身し、またそうすることによって、社会や文化を支える建築環境の発展に不可欠な、建築特有の専門的知識、技倆および才能を、社会に提供することにある。

以下に示すのは、コンサルティング業務を引き受けるに当たって、こうした義務を果たすための建築家の行動の原則である。これらは全ての職能的活動に対して、国・場所を問わず適用される。これらの行動原則は建築家はその責任を負うためのものである。その責任とは、一つには、この職能の奉仕対象である、より豊かな社会に対するものであり、また一つには、建築の依頼主や利用者に対するものであり、建築環境形成を支える建設産業に対するものでもあり、そしてまた一つには、建築の芸術及び科学に対して、つまりこの職能や社会が受け継ぐ遺産と伝承としての知識や創造力の連続体に対するものである。

原則1： 一般的義務

建築家は、教育、訓練及び経験を通して、建築の芸術・科学・業務の体系的な知識と理論を身に付け、常に保持する。建築教育・訓練・試験という一連の過程は、建築家はその職能上の業務を委任されたとき、それを適切に遂行するために必要な水準を満たしているということを社会に対して保証するために、構成される。建築家は、建築の芸術および科学についての自身の知識を維持・向上させ、建築文化の遺産の総体を尊重するとともにその発展に貢献し、そして、建築の芸術・科学・業務の追及に当たっては、他のどんな動機よりも、学術的で妥協のない専門的判断を優先させるという、全般的義務を負っている。

1. 1 規範：建築家は、その実務に関連する分野での自らの専門知識と技倆を常に向上させるよう努力を重ねるものとする。

1. 2 規範：建築家は、卓越した美というものの水準、また建築の教育・研究・訓練・実務の水準の向上を、断え間なく追求するものとする。

1. 3 規範：建築家は、適切に、建設産業界の知識や能力に貢献し、建築関連芸術に寄与するものとする。

1. 4 規範：建築家は、その実務の掌握と検証について適切かつ有効な内部手続きを備えていること、また能率的に働くよう管理された有資格のスタッフが必要なだけ居ることを、保証するものとする。

1. 5 規範：建築家に代わって、雇用者あるいは建築家の直接管理下で行動する者によって仕事が行われる場合、建築家は、その者がその仕事を遂行する能力を持っていること、そして必要があれば建築家が適切に指導するということを、保証する責任を持つ。

原則2：公共に対する義務

建築家は、自らの職業活動を律する法令の精神と文言とに従う義務を公共に対して負い、その活動が社会および環境に与える影響を深く考慮しなければならない。

2. 1 規範：建築家は創造に際し、建築の所在するコミュニティの価値体系や文化的遺産あるいは自然環境の均衡を尊重し、それらの保全を図るものとする。また、建築家は、その業務成果を使用したり有益に享受したりすることが想定され得る全ての人々の利益への最大効果を常に意識しながら、環境、そしてその中での生活の質と居住空間とを、持続可能性を確保しつつ、改善するよう努力を重ねる。

2. 2 規範：建築家は、虚偽の、あるいは誤解を招く、あるいは欺瞞的な方法で、自分自身やその業務内容についての情報提供や営業促進をしてはならない。

2. 3 規範：建築事務所は、自らにつき誤解を招くような表示をしてはならない。

2. 4 規範：建築家は、その業務の管轄において、法令が守られるようにするものとする。

2. 5 規範：建築家は、その業務サービスの提供先または提供予定の国や地域で効力を持つ倫理・行動綱領および法令を遵守する。

2. 6 規範：建築家は、市民として、また職能人として、公共的活動に適切に参加し、建築をめぐる諸課題についての社会の認知を増進させねばならない。

原則3：依頼主への義務

建築家はその職能業務を遂行するにあたり、依頼主に対して、忠実かつ良心的であり、能力の発揮を惜しむことなく、そして職能人に相応しい姿勢を示す義務を負い、かつ、あらゆる職能業務の実施において、関連する技術的・専門的基準に則って偏見のない公平な判断力を行使しなければならない。建築の芸術・科学・業務の追究に当たっては、学術的かつ専門的な判断が、他のどんな動機よりも優先されなければならない。

3. 1 規範：建築家は、依頼主とのいかなる委託関係においても、委託のあらゆる面につき、自らが業務遂行にあたっての十分な知識と能力をもっていることを保証し、かつ、適切な経済的支給および技術的な裏付けが確保できる場合にのみ、その業務を引き受けるものとする。

3. 2 規範：建築家は、有能、入念、勤勉を発揮しつつ、その業務を遂行するものとする。

3. 3 規範：建築家は、不当な遅滞なく、かつ、自らの権限の及ばない場合を除いて、予め合意された妥当性のある期限内に、その業務を遂行するものとする。

3. 4 規範：建築家は、その依頼主のためになされる業務の進行状況について、また、その業務の質や費用に影響を与え得るような問題について、依頼主がそのつど知るようにするものとする。

3. 5 規範：建築家は、依頼主にアドバイスを独自に提供する場合、そのアドバイスの責任を負うものとする。また、建築家は、自身のコンサルタントも含め、依頼される業務の関係領域について教育・訓練・経験を有する場合にのみ、その業務の遂行を引き受けるものとする。

3. 6 規範：建築家は、当事者同士が委託の条件、特に次のような項目などについて文書で明瞭に合意

しない限り、業務を引き受けないものとする。

- ・業務範囲
- ・責任の配分
- ・免責事項
- ・報酬あるいはそれを計算する方法
- ・契約の終了に関する条項

3. 7 規範：建築家は、その報酬を、合意文書に記載された謝礼または料金以外の形では受け取ってはならない。

3. 8 規範：建築家は、契約獲得のためのいかなる誘導的な供与もしてはならない。

3. 9 規範：建築家は、依頼主の事柄に関する秘密を守り、また依頼主の予めの同意、または、例えば裁判所命令による開示要求などの法的な権限に基づく許可が無い限り、秘密情報を開示してはならない。

3. 10 規範：建築家は、利害の衝突が発生すると推定し得る重要な状況を知った場合は、それを依頼主、所有者あるいは工事請負業者に開示するものとする。また、その利害の衝突が、関係する人々の正当な利益を危うくするものではないということ、そして建築家の義務である、他者間の契約履行についての公平な判断の提供をこれが阻害しないということ、建築家は保証しなければならない。

原則4：職能に対する義務

建築家は、この職能の品位と尊厳を保持する義務を有し、どんな状況にあっても、他者の正当な権利や利益を尊重しつつ身を処するものとする。

4. 1 規範：建築家は、誠実と公正をもってその職能活動を遂行するものとする。

4. 2 規範：建築家は、建築家の登録簿からその名前が抹消された（自ら求めた場合を除く）、あるいは建築家の公認団体から除名された等の不適当な人を、パートナーとして採用しないものとし、また役員としてこれと協働しないものとする。

4. 3 規範：建築家は、その行為を通して職能の品位と尊厳を増進させ、また、自らの代理人や従業員の行動がこのガイドラインに確実に適合するように努めるものとする。これにより、どんな行動やその姿勢であれ、業務の依頼者あるいは協働者の信頼を裏切ることがないようにし、また建築家と関わる社会の人たちが、不当表示、詐欺行為、あるいは虚偽行為から保護されるようにする。

4. 4 規範：建築家は、その能力の限りを尽くして、建築の知識、文化および教育の発展に寄与するよう努めるものとする。

原則5：同僚に対する義務

建築家は、建築家同士の権利を尊重し、同僚たちの職能的な抱負や貢献と、自らの業務への他者の貢献とを、認めなければならない。

5. 1 規範：建築家は、人種、宗教、身体障害、婚姻の有無、あるいは性別による差別をしてはならない。

5. 2 規範：建築家は、本人の明確な許可なしに、他の建築家の知的財産を盗用し、あるいはアイデアを不当に利用してはならない。

5. 3 規範：建築家は、独立したコンサルタントとして業務の提供を申し出るに際し、依頼主の求めが

ないのに報酬見積りを提示してはならない。建築家は、業務の内容・範囲を明確に示す報酬見積りを可能にするために、プロジェクトの性格と範囲に関する十分な情報をもたねばならないが、これは依頼主や社会を建築家による非良心的な手抜きから保護するためである。

5. 4 規範：建築家は、独立したコンサルタントとして業務を提供する場合、その同じ業務に対して他の建築家が見積った報酬を斟酌するために自らの報酬見積りを変えることをしてはならない。これは依頼主や社会を建築家による非良心的な手抜きから保護するためである。

5. 5 規範：建築家は、他の建築家が指名された業務委託につき、その建築家に不当に取って代わろうと企ててはならない。

5. 6 規範：建築家は、UIAあるいはその支部が承認し得ないものと宣言した建築設計競技に参加してはならない。

5. 7 規範：建築家は、設計競技の審査員として指名されたときには、その後、その案件につき他のどのような立場での行為をもしてはならない。

5. 8 規範：建築家は、他の建築家の作品につき、悪意的あるいは不公平に批判したり、信用を損ねたりするような企てをしてはならない。

5. 9 規範：建築家は、同一のプロジェクトや専門業務に対して、他の建築家も同じ依頼主から現在指名を受けているということを知っているか、または正当な問合せをすればこれを確かめ得るような場合、そのプロジェクトや専門業務を引き受けるよう打診されたときは、当該建築家に通知するものとする。

5. 10 規範：建築家は、他の建築家の作品についての意見を述べるように指名されたときは、そうすることが将来あるいは現在の訴訟にとって予断となる恐れがあることを示し得ない限り、当該建築家に通知ものとする。

5. 11 規範：建築家は、その協働者や従業員に好ましい労働環境を提供し、公正な報酬を支払い、そして彼等の職能的な成長を援助しなければならない。

5. 12 規範：建築家は、自身の個人的および業務上の財務が思慮深くかつ合法的に管理されていることを保証しなければならない。

5. 13 規範：建築家は、自らの業務や仕事内容の功績によってのみ職能的名声を築き、他者が遂行した職能上の成果に対しては、これを認知し、かつその者の功績を記さなければならない。

UIA倫理綱領 (全文)

全ての国での社会的、経済的发展におけるコンサルティングサービスの重要な役割を認識し、

美的な基準に見合うその国の文化の多様性を考慮して、人生を豊にすることに貢献することを目指して、人間の環境を創造的に形成するコンサルティングサービスを意識し、

特に発展途上国の特定のニーズに合った適切な情報を十分に提供することによってコンサルティングサービスの見地から、それらの国の可能性を強化することを望み、

新しい経済的な秩序を作ることに向けてコンサルティングサービスの創造的な役割を高めるために、全ての国の科学的、技術的協力のための基礎として、倫理規定の原則や世界的な政策の表明するには今は大変よい時期であると信じ、

関係する全ての職能人、団体、企業が従う、世界的に適切な倫理規定から得られる利益を確認し、

国際建築家連合は、

ここに次のことを宣言する。

全ての国のコンサルティングサービスを提供する全ての職能人に対する共通の行動基準としてのコンサルティングサービスにおける国際倫理規定

第1条

(1)全てのプロフェッショナルな仕事では、各国で主要な価値や文化のシステムを考慮することは必須であり、基準というものはそれぞれの国のものを基礎に決定されなければならない。これは、多くの先進国で有効な基準は、開発途上国にとっては適切でないか、不必要に大きな社会コストを伴うという考えによって記される。

(2)ある社会の解決策を他の社会に強いるような試みはあってはならない。

第2条

全ての国の開発に対する責任は第1にそれ自身にあるという原則をもとに、ローカルなコンサルタントやプロフェッショナルはその国の人々のニーズを翻訳する第1の権利を持ち、その国の環境をどのように作り、計画し、進歩させ、強化するかについてのコンサルタントやプロフェッショナルの考えは尊重される資格がある。

第3条

プロフェッショナルがその形成にかかわる環境は、人々の特徴を表現するものであり、文化の実体を反映するものである。

第4条

前述の原則からの必然的な結論として、全ての外国のコンサルタントは、その仕事が政府間協議によるものであろうと、出資団体の求めによるものであろうと、あるいは民間会社のプロジェクトであらうと、そのプロジェクトが行われる国のコンサルタントやプロフェッショナルと提携し、協調して仕事を行う。

第5条

適切な技術の移転を促進するため、先進国及び途上国のコンサルタントは、彼らの相互の影響を通して、互いに十分な助力や情報を与える。

第6条

コンサルティングサービスは必要な資格、教育、経験、業務を行うための法的な登録及びライセンスを持つプロフェッショナルやコンサルタント個人によって行われる。あるいは、主宰者や事務所のトップが求められるサービスを行う資格を持ち、そのスタッフの業務に対して責任を持つ事務所によって行われる。

第7条

コンサルタントのプロフェッショナルな資格や高潔さは、そのようなサービスが維持される時に、そのサービスが提供される国や公共にとって最も高い利益をもたらすということを保証する。

第8条

- (1) コンサルタントはクライアント、公共、同僚に対し責任を負う職業に従事しており、その責任とは善良な市民やそのコンサルタントのプロフェッショナルな業務の自然な成果である。
- (2) これらの義務や責任は、もしその動機や行動、モラルや価値観及び能力が尊敬や自信を集めるようなものでなければ、適切に果たされることはできない。

第9条

すべての国はプロフェッショナルを規制する法律を持っており、その主な機能は、公共の人々を法的に守ることである。国によってその法律にいくつかのバリエーションがあるので、コンサルティングを行うプロフェッショナルは政府のプロフェッショナル規制法を遵守し、そのサービスが行われる国におけるプロフェッショナルの行動規範を尊重する。

第10条

- (1) すべての職能団体の共通の目的は、最も高度な倫理綱領や卓越したプロフェッショナルな業務を作りだし促進することであり、同じ職業に従事するプロフェッショナルのメンバーの行動を規程し、関係するプロフェッショナルの組織と協力することである。(2) 前述の目的にしたがって、職能団体がそのプロフェッションのメンバーに対して、同じプロフェッショナル、クライアント、職能団体あるいは政府により提出された非倫理的行動に対する告発に対し、原告の居住地がどこであらうと、適切な行動を起こすことは義務である。

(JIA 1987年訳版を元に、最新版に訂正/米澤・野々瀬 2009.04)